

シンポジウム「日本における外国人の労働
～技能実習制度に見る『分断』～」

熊本大学法学部

大日方 信春

札幌弁護士会弁護士

小野寺 信勝

神戸大学大学院国際協力研究科

斉藤 善久

熊本県弁護士会弁護士

石黒 大貴

NPO法人熊本YWCA運営委員等

海北 由希子

熊本大学法学部

中内 哲

中内・定刻午後二時を迎えましたので、「日本における外国人の労働」技能実習制度に見る『分断』』というテーマでシンポジウムを始めます。まずは主催しております熊本大学大学院人文社会科学研究所（法学系）のトップであり、共催する熊本大学法学部長である大日方信春教授にご挨拶をお願いします。

大日方：熊本大学法学部学部長の大日方です。本日は、お忙しいところ、熊本大学大学院人文社会科学研究所主催、熊本大学法学部共催のシンポジウム「日本における外国人の労働」技能実習制度に見る『分断』』にご参加いただきありがとうございます。ご紹介します。研究部及び法学部を代表いたしまして、一言、ご挨拶いたします。

現在の外国人技能実習制度は、日本で学んだ技術又は知識等を母国に持ち帰ってもらうことで、開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」の観点から、平成二十九年（二〇一七年）に施行されたいわゆる「技能実習法」に基づくもので、その本旨は、わが国の国際協力・国際貢献を目的とする制度とされています。ただ、その実体は、法律の三条二項に「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」と規定されているにも関わらず、少子高齢化で進んだわが国の「人手不足」を補うものとなっていることはご存じの通りです。

こうした技能実習生の制度は、一方で人手不足の中で外国人を雇用したいという産業界、とくに新型コロナウィルスの感染

拡大を機に医療・福祉分野の人材不足を埋め合わせたいという要望と、永住を前提とする移民政策は取らないとしてきた日本政府の建前との間の利害調整の産物であるといえると思います。このような政府・利益団体の思惑のある制度には、往々にして、それに関係する弱い立場にある当事者の権利・利益が守られていないという実態があることが予想されるところです。

ところで、熊本大学法学部は本年四月一日に法学部附属地域の法と公共政策教育研究センターを設置しております。愛称を「エルベルク」と名づけたこのセンターでは、熊本で生じている、けれども、実際には日本全国のどこにでも生じ得る社会問題を取り上げて、専門分野横断的な視点から分析するという「実践社会科学」という研究方法の確立を目指しております。本日のシンポジウムにご登壇いただく講師のみならず、それぞれのご専門の立場から、外国人技能実習生が抱える問題に実務的に関わられてきたご経験をお持ちです。本日ここで指摘いただいた諸問題は、今後は本センターで引き取らせていただき、所属教員による更なる検討がなされるものと期待しております。また、昨年、一昨年と法学系ではこの時期六月にシンポジウムを開催しております。一昨年の二〇二〇年は「被害者分断の克服に向けて」、昨年の二〇二一年は「冤罪被害者と犯罪被害者を結ぶ」と題するものですが、その内容はいずれもエルベルクのウェブページにある「研究実績」のページでご覧いただけます。

最後に、本日は学生の視聴もあると思います。本学には法学部の上に社会文化科学教育部法政・紛争解決学専攻という大学院があります。きょうは法学部そしてこの大学院で日頃どのような研究がなされているのかの一環にふれる機会となっており、すこし背伸びをしたお話しになるかもしれませんが、諸君がこれから社会を担っていくにあたって知っていなければならぬ実態についてお話しただけだと思いますので、よく聞いて、今後の学修の中で活かしていただきたいと思います。お待ちしております。

すこし長くなりましたが、これをシンポジウム開催にあつてのわたしからのご挨拶とさせていただきます。

中内・大日方先生、ありがとうございました。

ご案内しておりますように、これから四人の皆さんに報告して頂きます。それに先だつて、この会場で、あるいは、リモートで参加して下さる皆さんが、少しでもスムーズに報告を受け止めて頂けるよう、技能実習制度あるいは技能実習生について、中内から少し情報を提供します。

報告に先立つて～若干の情報提供～

中内・あらためて、本日司会を務めます中内哲（なかうち さとし）と申します。熊大法学部と大学院で、労働法を担当して

います。

ちょっとだけ自己紹介を致します。広島県尾道市生まれの五三歳です。父が転勤族で、尾道↓大阪↓九州↓大阪と移動しました。九州では、北九州市↓鹿児島市↓熊本市で暮らしたことがあります（ちなみに熊本市立西原小学校卒業）。大阪の公立中学・高校を経て、神戸大学の法学部と大学院で一〇年過ごしました。学部時代は、勉強をサボり留年しています。大学院三年目（一九九五（平成七）年一月十七日午前五時四六分）には阪神・淡路大震災に遭遇、一人暮らしをしていた古い木造家屋が全壊したものの奇跡的にケガ一つなく生き残る、という経験もしています。一九九七（平成九）年に北九州市立大学法学部で大学教員としてのキャリアをスタートさせ、二〇〇六（平成十八）年から熊大で勤務しています。

プライベートにもわずかに触れますと、水の事故（とりわけ溺水）を防ぐための技術（背浮き）の研究・普及等を目的とする「水難学会」という団体の役員を務めています。皆さんからどう見えるか、わかりませんが、かつての中内は立派なメタボ体質だったので（身長一七二cmに対し、体重八〇kg・腹囲九〇cm近く！）、九年ほど前からダイエットがてらジョギングしています。一週間前（五月二八日（土））、福井県で五四km走ってきました。

では本題である技能実習制度の話に入りましょう。日本が新

型コロナウイルスに襲われる前、二〇一九年の統計によれば、かなり多くの外国人が来日しました。どれほどかという点、史上最大三二〇〇万人弱です。もともと、そのほとんどは、旅行者など一時滞在者で、長期的に日本で労働するために入国している外国人は、専門家や高度な技術を有する方を核に約四〇〇万人、日本の総人口一億二三〇〇万人のうち、わずか〇・三％に過ぎません。これは、大日方先生も触れられたように、基本的に、日本が外国人を自由に入国させない政策を長らく採ってきたことを示す一つの数値です。

この政策が、もはや維持できなくなっています。いわゆる少子高齢化が急速に進行する中で、第一次産業、製造業、今後ますますニーズが膨らむ医療・福祉分野では、人手不足が顕著です。そこでの労働力を補完する意味合いも、技能実習制度には込められているはずですが、この制度を所管する厚生労働省や法務省から、表だって、そうした説明はなされていません。データを見ると、昨年一〇月末現在、三五万人もの技能実習生が日本で働いています。

ここに、今日のテーマに掲げられた重要なワード「分断」がまず一つ垣間見えます。つまり、送り出す側は、日本でちゃんと働ける、しっかりした技術を身に着けられると期待しているのに対し、日本の受け入れ側は、技能実習生で足りない労働力をとにかく埋め合わせたい、というマインドでいる、このギャップです。

次に、技能実習生を受け入れる仕組みの根幹を確認しましょう。技能実習生が来日する人口は二つあります。一つは「企業単独型」と呼ばれ、技能実習生全体のわずか一・四％しか該当しませんし、問題も生じていないようです。もう一つの「団体監理型」(図①参照)、こちらでほとんどの技能実習生が来日し、報告で明らかにされるように、多くの問題が生じています。

この図でいう送出国のトップがベトナムで、技能実習生の約六割を占めます(「令和三年末現在における在留外国人人数について」出入国在留管理庁報道発表資料)。この傾向は、熊本県でも顕著で、昨年一〇月末現在、県内の外国人労働者約一三〇〇〇人のうち、四五％弱(五八〇〇人余)がベトナム人で、他国出身者を大きく引き離しています(「令和三年「外国人雇用状況」熊本労働局発表」)。

ベトナム出身の技能実習生が、日本で、熊本で、多数働いている事実は、ある意味、喜ばしいことかもしれませんが(熊本では、ベトナム政府公認の「在熊本ベトナム協会」が本年四月に設立されたことがマスコミで報道されました)、そのほとんどは技能実習生の入口にあたる「団体監理型」という仕組みに深刻な問題がいくつあることを、ここで指摘しますので、報告の際に思い起こして下さい。

第一に、技能実習生は、個人として日本へ出かけられず、送出国に必ず置かれる「送出国機関」と関わりを持たなければならぬ点です。第二に、受入国・日本に「監理団体」が設けられ、

その下に技能実習生の雇用主である「受入企業」が置かれている点です。つまり、「監理団体」と「受入企業」と「技能実習生」という複雑な三面関係が成立し、報告で生々しく語られるはずですが、その中で技能実習生が翻弄され、悲しく厳しい現実が生み出されます。第三は、こうした技能実習制度が、技能実習生の〈労働力〉にのみ注目し、病気になるったり、パートナーシップを結んだりという、〈生身の人間の営み〉の部分を含く顧みていない、想定していない点です。

では、いよいよ報告して頂きましょう。四名の報告者の皆さんを中内から簡単に紹介します。

第一報告を担当して頂く小野寺信勝（おののぶかつ）先生です。現在は札幌で活動されていますが、実は以前、熊本県弁護士会に所属され、その時にこの問題と出会った、ということからお話しして頂けると幸いです。

続く第二報告を担当して頂く斉藤善久（さいしんき）先生です。私も斉藤先生も同じ労働法専攻なので、気がつけば斉藤先生とは三〇年くらいお付き合いです。斉藤先生がすごいのは、数多くの労働法学者の中で、おそらく唯一人、ベトナム労働法を研究されているところです。しかも、斉藤先生は、理論だけでなく、この技能実習生問題に、わが身をもって向き合っている、様々に実践しておられるので、非常に貴重な情報を提供して下さるはずですよ。

二つの報告の後、休憩を挟み、第三報告を担当して頂く石黒大貴（いしぐろ ひろき）先生です。石黒先生は、この熊本大法学部を卒業されたので、皆さんにとっての先輩です。学部時代にアメリカへ留学されたので、英語がとても堪能です。そういう経験もあって、外国人の方々との接点もたくさん持つておられます。マスコミでも報道された熊本での深刻な事件、それに関わった経験を基に報告して頂きます。

最後の第四報告を担当して頂く海北由希子（かいきた ゆきこ）さんです。まさに最前線で外国人支援に奔走されています。

第一から第三報告では、非常に深刻な話になってしまっていますが、海北さんの報告からは、明るくてエネルギーが湧き、こんな活動があるんだっていう、いい意味での驚きを感じてもらえると思います。

では、トップバッターの小野寺先生、よろしくお願い致します。

技能実習生の権利主張困難性

小野寺…弁護士の小野寺といいます。中内先生からご紹介頂きました通り、二〇〇六年に熊本で弁護士登録をしまして、二〇一四年まで熊本中央法律事務所所属していました。

今日お話しするのは、技能実習生問題ですが、弁護士登録一年目の時に、相談を受けてから、ライフワークというか、現在

まで技能実習生側の支援として関わっております。皆さん報道等で、技能実習生問題について、程度の差はあれ、耳にしたことがあると思いますけれども、二〇〇六年の状況でいいますと、一般の方だけではなく、法律の専門家にもほとんど知られていませんでした。労働者側の弁護士として労働問題に関わっていた私たちでもこの問題をよく知らない。

一方で、入管問題とか、外国人の問題を扱っている弁護士グループもありますけど、そこもこの問題をあまり知らない。つまり労働問題であって、入管問題でもあるんですけども、ちょうど二つの分野の谷間に突っ込んだようなところがあって、弁護士側にこの問題に精通している人がいないというのが当時の状況でした。

自己紹介でも少し触れましたように、私が初めて相談を受けたのは、中国の山東省出身の縫製工場で働く技能実習生からでした。どういった事案だったかといいますと、当時は極めて典型的な事案ではあるんですけども、まず日本に来るために中国の派遣会社、先ほど「送出機関」というふうに紹介がありましたね。そこに四万元(約六〇万円)の保証金を支払って来日し、入国するとパスポートと通帳を取り上げられて、朝八時半から夜一〇時ぐらいいまで、遅いときは午前三時まで働かされていたという事案です。休みは月一日程度、給料は手取りで月額六万円と残業代が時給三〇〇円といったような労働条件でした。

先ほど申し上げた通り、当時は技能実習生問題が知られてい

ませんでしたので、まず彼女たちが本当のことを言っているのかなと率直に思いました。これほど苛烈な労働状態にあるというのに、これまで表面化しないというのはやはりおかしいんじゃないか、ということが第一印象でした。しかしですね、実際、証拠やいろいろなものを見ると、彼女たちが言っていることは事実だろう。それだけではなくて、当時、特に縫製工場で働く技能実習生というのは、ほぼ同じような条件で働いているということがわかったわけです。私が最初に受けた事件は、ブラスパアパレル協同組合(外国人研修生)事件として労働判例等に掲載されていますので(福岡高判平成二二年九月十三日労判一〇一三号六頁)、もし関心があれば調べて頂ければと思います。

できれば、華々しく解決した例をご紹介できればいいんですけども、今日お話しするのは、大変な被害にあっている技能実習生を救えなかった例を紹介させて下さい。なぜかといいますと、技能実習生が権利救済の声を上げること、また支援の立場からできることっていうのは極めて困難が多いんですね。それが制度に由来するものであるということも、皆さんに知っているみたいなので、今日は、いわゆる失敗例をご紹介します。

いくつか私の中でも思い出深いというか、後悔がずっと残っている事件があります。その一つが大分県由布市の技能実習生の事件です。私に、中国の技能実習生のいとこの方から「いと

こが大変苦しんでいるので助けてあげてほしい」という手紙が届きました。その親族を介して、技能実習生とコンタクトを取ろうとしたんですけども、なかなか技能実習生が私たちと会うことに同意してくれない。ご親族の方から説得して頂いて、大分県にあるファミリーレストランで、私たち弁護士二人が実習生六名とお会いして、どういった被害があったかと聞いたところ、この内容が大変過酷でした。残業時間だけで一日一〇時間以上働くことがあり、多い月には残業時間だけで月二七〇時間もある。つまり、一日に二〇時間ぐらい働くということですね。残業代は出来高制で、時給に換算すると十五円ぐらいになってしまおうというものでした。

私たちが保護しましょうか、と提案をしたんですけども、彼女たちは頑なに、それを断りまして、私たちが彼女たちから依頼を受けることはできなかったんです。それだけではなく、職場外で日本人と会ったことが会社に知られてしまい、技能実習生が帰国させられそうになってしまいました。最終的には、労働組合に保護して頂いて、あまりいい条件ではないながら解決に至りましたが、この件で、私たちは彼女たちに手を差し伸べられなかった、さらには彼女たちに危険を及ぼしてしまいました。なぜ彼女たちが私たちの申し出を断ったか、というのは、後ほど制度の問題に絡めてご説明します。

もう一つが北海道のケースです。日本人の従業員が除雪作業をしていたんですけども、技能実習生には除雪作業のことが

伝わっていなかったんです。技能実習生が寮にいたところ、日本人従業員がそこへ入ってきて、実習生に対して暴力を振るいました。技能実習生は社長に暴力を振るわれたことを訴えたいですね。すると社長は、日本人従業員を咎めることなく、技能実習生を解雇し、帰国しなさいと言いました。

明らかに解雇に理由がありません。違法な解雇ですので、これはやはり、私たちとしてちゃんと権利主張しなきゃいけないと本人を説得し、彼が加入した労働組合と会社とが交渉したら、最終的に、別会社で働くこと、それと抱き合わせで、労働組合を脱退すること、未払い残業代など金銭的な要求はしない、という条件で、務める会社を変更するという決着を迎えました。

本来、ひどいことをされているわけですから、しっかりと権利を主張しなきゃいけないという私たちの思いとは裏腹に、そういうことを拒否されたというケースです。

では、今お伝えした二つのケースで、なぜ実習生が支援を拒否したのかについて説明します。大きく分けて三つの要因があります。①制度設計の問題、②経済的な問題、③強制帰国が事実上取り縮まられていない、これらが要因だと考えています。

まず①制度設計の問題です。技能実習制度は、外国人が日本で働くための制度ではなく、日本に来て、日本で技術を学んで帰国してもらう、国際貢献の制度とされています。ですから三年間、日本にいながら一つの企業で技術を学ぶという制度設計

なっています。裏を返すと、三年間は原則的に転職できないんですね。一つの会社ですつと働かなきゃいけない。

そうすると、例えば、会社に違法な行為（例えば、暴力）があったとしても、転職することがかなり難しいんです。ひどい扱いをされたとしても、なかなか会社を変えられないという問題があります。

また、不正行為が発覚すると、技能実習生側にも不利益が及ぶ恐れがあることも挙げられます。技能実習制度は国際貢献のための制度ですから、国際貢献に値するような企業でなければ、技能実習生の「受入企業」である適格がないとみなされます。ですから、会社が不正行為（違法な残業、暴力、人権侵害等）をした時には、技能実習生を受け入れる資格がないと判断され、技能実習生がその会社で働けなくなります。そうすると、その技能実習生の処遇はどうなるか、という問題が生じます。

うまく転職できれば、それはそれでいいのですが、なかなか新たな「受入企業」が見つかりませんし、見つかったとしても技能実習生の希望に沿わないことがあります。技能実習生が会社の不正行為を主張したとしても、その不利益が自分に降りかかってしまう恐れがあるのです。これも技能実習生が声を上げにくい要因の一つだと思います。

さらに、連帯責任があります。技能実習生が会社に不正があったと主張して、会社が「受入企業」の資格を取り消されてしまうと、そこで働く技能実習生全員が働き続けられなくなり

ますから、ひどい扱いをされているのに就労を継続したいという技能実習生に対しても不利益が及んでしまいます。このような連帯責任が実習生の声を上げるハードルになっているといえます。

② 経済的な問題です。私が最初に扱った（冒頭で説明した）ケースの技能実習生は、出国時に六〇万円の保証金を支払っていました。このように実習生の多くは来日するにあたって、多額の費用を負担（＝借金）しています。

先ほどの中国のケースでは、六〇万円でした。現在の送出国トップであるベトナムの場合、平均負担額は九四万円との報告があります。実際、ベトナム人技能実習生からの相談でも、百万円ぐらいの費用を支払ったという方が多いと感じています。技能実習生の賃金額は、しばしば最低賃金相当額なので、百万円近くの費用を稼ぐためには一年以上かかる、ひどいことをされたとしても借金を残さないためには二年近くは我慢しなきゃいけない、という経済的な拘束が声を上げにくくしています。

次に、「送出国」との契約があります。データとしては少し古いですが、中国の「送出国」との契約書には、「他人と同居、結婚又は妊娠するなどした場合、即刻帰国しなければならぬ。」「現地の行政、社会団体、新聞メディア等にかかるとの訴えもしてはならない。」「（こうした）契約に違反した場

合には保証金を全額没収する。』『技能実習生が逃亡した場合、家族は違約金として二〇万円（約三〇〇万円）を負担する。そのため家を抵当に入れる』といった条項が見えます。

こうした「送出境関」との不当な契約だけでなく、「監理団体」が不当なルールで技能実習生を拘束するケースもあります。「監理団体」というのは身近な存在でいえば、農協などの公的な組織もありますが、最も多いのは〈事業協同組合〉という、いくつかの会社が連携して作る組織です。

〈事業協同組合〉を通して、その組合員である会社が技能実習生を受け入れる、という実態があります。なぜ、そういったまどろっこしいことになっているかというと、技能実習制度の建付として、国際貢献をしなきゃいけない。《団体監理型》の場合、技能実習生が実際に働く現場の多くは中小零細企業なので、中小零細企業だけでは国際貢献に値するような技術は教えられないでしょう、ですから「監理団体」がその企業をサポートしなさい、という趣旨で、「監理団体」が存在しています。

したがって本来、「監理団体」は、技能実習生の雇用主である「受入企業」が不正を行っていないかチェックし、不正があれば、それを是正させる立場のはずなのに、実際には「受入企業」と「監理団体」とは利害が一致していて、そのような指導ができない、もしくは、しない、「監理団体」が存在しています。

一〇年ほど前から、西日本の縫製関係で多く用いられていたのですが、「団体交渉、異性と交遊した場合は、罰金五〇万円、

保証金を全額没収、即刻帰国しなさい。会社の指示に従わないときには罰金一万円を支払いなさい。』のような不当な規定を設けた「監理団体」もありました。

現在は、技能実習法（平成二八年法律八九号）によって、こうした規定は禁止されていますから、ここまで露骨な内容はあまり見られませんが、形を変えて「監理団体」が技能実習生を経済的に拘束することがあります。例えば、本人名義の預金を「送出境関」に差し入れたり、架空の借入書を作って、技能実習生が会社に食わないことをした場合には、貸金（違約金）を請求したりするのはです。

③強制帰国です。強制帰国とは、文字通り、有無を言わず強制的に帰国させることです。日本人なら解雇すれば雇用関係は終わりますが、労働法上、有効に解雇することは結構ハードルが高いんです。外国人の場合には、解雇せずとも帰国させてしまえばいいわけです。強制帰国は、今も多く見られまして、私たちに寄せられる相談の中では、かなり多い案件です。

東京に本部を置く全統一労働組合から提供してもらった動画（会場で映写）では、「受入企業」の寮に私服警官を名乗る人物が来まして、技能実習生は、帰国のため荷物をまとめるよう指示され、成田空港に連れていかれます。

おかしいと思った技能実習生の通報を受けた労働組合が駆けつけ撮影した映像には、耳にイヤホンをつけた私服警官だと名

乗っている男性が登場します。実は彼、「受人企業」が雇った警備員なんです。強制帰国が疑われるケースであれば、空港で警察官・出入国管理官・税関職員・空港職員等が食い止めてくれればいいのですが、現実には彼らが厳しく取り締まらず、実習生がそのまま帰国させられてしまうケースがあります。

最後になりますが、技能実習生の中には大変な人権侵害を受けている方がいます。もちろん全てではなく、しっかりとしたところもありますが、中には実習生の人権を侵害する「受人企業」もあります。

ご紹介する漢詩(図②参照)は、鹿児島県の技能実習生からもらったものです。技能実習生の間で出回っていた詠み人知らずの漢詩だと教えてもらいました。技能実習生が三年間、大変な環境の中で働いたその悲哀が良く表れている漢詩なので、いつも紹介しています。

技能実習制度は、その欠陥があまりにも大き過ぎます。技能実習制度は廃止して、外国人の労働を認める新しい在留資格を作らなければ、この問題は解決しないと思います。

中内：小野寺先生、どうもありがとうございます。タイムキープにまで気を遣って頂いて恐縮です。

では続けて、斉藤先生、ご報告をお願いします。

技能実習生が置かれている状況

斉藤：こんにちは。神戸大学の斉藤です。中内先生からご紹介頂いたように、同じ労働法専攻ということで、大学院生の頃からお付き合いが続いています。ちなみに、熊本大学法学部には、私が在籍した北海道大学出身の教員がとても多い。僕も仲間に加わりたかつたんですが、今日ここで喋る機会があつてよかったです。

ご紹介の通り、日本とベトナムの労働法を研究しております。そもそも刑事関係の法律をやるうと思つて北大に行つたんですけど、学生寮にいて、いつも大学当局と交渉して負けるので、労働法のゼミに入つて団体交渉とかビラ貼りの技術を学ぼうと労働法を専攻しました。ところが、まだバブル経済の余韻に浸つていた日本のサラリーマンを守つてどうするんだ、と感じて、バックパッカーの時に楽しかつたベトナムの労働法を研究することになりました。

一九九〇年代初頭、日本企業がベトナムに進出して、ベトナム人民を雇用していたので、日本企業からベトナム人を守るんだ、という意気込みです。ところが、ベトナム労働法を研究しているうちに、逆に、ベトナムの労働者が来日して、技能実習生として働く状況が生まれたので、僕もフィールドを日本へ戻して、日本企業がベトナム人を中心とする技能実習生に対して、あまり恥ずかしいことをするんじゃない、という怒りを原動力

に、支援活動と研究を実践しています。

今日は、僕が指導するベトナム人の博士課程学生も参加しています。彼女は、これから僕が報告する「なぜ技能実習生は救済にアクセスしないのか・できないのか」のようなテーマで研究したい、ということ、ここに来てもらいました。

ベトナム人技能実習生は、なぜ救済にアクセスできないのかというと、僕の考えでは、九つの要因があります（図③参照）。先ほど小野寺先生がお話になった内容ともかなり重複しますけれども、まず①言語の問題です。日本語ができないんですよね。なぜ技能実習生として日本へ来るか、というと簡単だからなんです。例えば、韓国へ行こうとすると、韓国語のテストがあります。数々の要件があるけれども、実は、技能実習生には日本語の要件がない。だから、難しい日本語をわざわざ勉強しなくても日本へ入国できるんですね。

私は二〇一四年から一五年にかけて、半年ほど「送出機関」数社を、いわば潜入調査したんです。日本語講師としてベトナム人へ日本語を教えてみて、どういう感じなのか、という内情を見たら、日本語について、「送出機関」は全く教える気もないし、ベトナム人は覚える気もないんですね。

面接さえ突破できたらいい。つまり、「私は〇〇地方から来た△△です。□歳です、家族は◇人で、趣味は…です。何があっても頑張ります。よろしくお願いします。」

このフレーズが言えたら面接を突破できてしまう。だから、それ以外の日本語を全く覚える気がない。極端な例では、日本で失踪したベトナム人技能実習生を NPO (Non Profit Organisation・非営利団体) が保護して、再出発するために、その技能実習生が新しい企業と面接する時に、「私は〇〇から来た△△です。今年二七歳です」と言うから、「あれ、あなた三〇歳でしょう」と聞き返しても、ベトナムを出国する時にインプットされた「二七歳」が更新されなままなんです。

技能実習生は、それ以外のフレーズが出てこない。応用が利かない。日本語ができないので、何か問題があっても、行政機関へ通報できない。通報しようと思っても、自分が働いている会社の名称もわからないんです。外国人技能実習機構（以下、機構。「監理団体」の監督機関（図①参照））が、電話で、「あなたが働いている会社はどこにありますか？会社の名称は何ですか？」と尋ねても、答えられない。社長さんの名前にしても、社長さんを（お父さん）と呼ばれているから、知らない、わからない。

だから、自分がどういふふうな権利を侵害されているかもわからないし、どこに住んでいるのか、地名もわからないし、自分の権利を侵害されていると思うけれども、労働契約書をそもそも読めないし、通報しようと思っても、どのようにいえばいいか、わからない。

他方、それを受け止める側の行政機関も、ベトナム語や（ベ

トナムの隣国・カンボジアの公用語である) クメール語を使いこなせない。グーグルの翻訳機能を使っても、全く意味不明な表現(文章)になってしまい、技能実習生・行政機関とも、お互いにアクセスできない。

次に②知識の問題があります。そもそも日本語ができないこととの延長線上に、技能実習生は、問題が生じた時に、どうした方がいいのか、どこに救済を求めたらいいのか、知らない。例えば、労働組合があるじゃないか、といっても、ベトナム社会主義共和国から来た人たちは、ベトナムの労働組合しかイメージがない。社会主義国の労働組合は、労働者を、その国の政策に合うように教育する、動員する組織になっている。だから、ベトナム人は、労働組合と聞くと、そこに入ってもしょうがない、そこが助けてくれるわけがない、と思う。何も教えてもらっていないから、労働法も知らない。この後の報告で話題にあがる妊娠出産という局面でも、技能実習生は、どこで避妊具が売られているか、知らない。妊娠したら、どうしたらいいのか、わからない。数々のわからない・知らないことばかりです。

それから③アクセス(電話・休暇休日・交通手段)の問題です。技能実習生は、救済機関にアクセスしようとしても、物理的にできません。行政機関は、窓口まで足を運べ、といいます。でも、行政機関は、ウィークデイしかサービスを提供していません。

ん。技能実習生は、働いている時間帯ですから行けません。しかも、技能実習生の職場は、山奥だったり、人里離れたところだったり、田舎なんです。わざわざウィークデイに休みを取って行政機関へ行くというのも無理です。ある例では、三六五日休みなく牛の世話をさせられていた技能実習生から、全く休ませてくれない、二週間に一回スーパーに買い出しに行くのに車を出してもらえないだけで山を下りられない、友達に会いに行くにはどうしたらいいか教えてほしい、と僕に連絡があったので、その市役所に電話して、コミュニティバスが回ってくる時間と場所を教えてもらい、本人へ伝えたら、その技能実習生は無事に失踪しました。それくらい、技能実習生は、人里離れたところにいる場合もあり、交通手段を持たず、休みも取れないんです。

行政機関は、電話したらいいじゃないか、電話だったら受け付けます、FAXでもいいですよ、というけれども、技能実習生は、FAXへアクセスできない。彼らの身近にコンビニはないし、あったとしてもFAXの使い方がわからない。電話に関しては、皆さん、すごく誤解しています。確かに、技能実習生は皆スマホを持っています。それは、スマホが生命線だからです。それで情報を交換したり、母国の家族と連絡をとったりしますから。ところが、そのスマホにSIMカードは入ってない。契約できるお金がないので、電話番号がないんです。対する行政機関は、ライン電話とかフェイスブック電話に対応していな

い。だから、技能実習生は電話できないんです。会社の電話を使わせてもらったらいいじゃないか、という人もいますけれども、関係が悪くなっている会社の電話なんか、貸してもらえないですよ。

もう一つの手段としては、公衆電話がある。最近スマホが普及しすぎて、公衆電話を見かけません。仮に公衆電話を使ったところで、技能実習生は、日本語をさほど話せないから、結局連絡できないんです。

こういう経緯で、行政機関や機構がフェイスブックの窓口を作りました。フェイスブックの良さは、動画・音声・写真を伝達できるんですね。日本語がわからなくても、会社の封筒を写真に撮影すれば、どこの会社かわかるし、深夜に働かされている状況を動画として記録すれば、証拠になる。ところが、機構が準備したフェイスブックは、機構からの一方的な情報の垂れ流しで、技能実習生の側から情報を送れないんです。いったい、何のためか。

四番目は、④いじめや解雇の恐怖（借金、副業・転職制限）、です。先ほど小野寺先生がご説明になりましたけれども、技能実習制度の最も悪いところは、やはり転職ができないことです。転職ができないことに加え、副業（アルバイト）も禁止されている。だから、技能実習生は、配置された「受入企業」でしか働けないし、そこでの仕事が必要ないからといって、他の職場

でアルバイトをすることも許されません。 「受入企業」に対する従属性が、ものすごく強くなっている。技能実習生の生殺与奪の権が「受入企業」に握られている。住まいもおさえられていまずからね。そういう環境の下では、技能実習生は、「受入企業」に嫌われることを恐れるんです。三年間ずっといじめられる、外部への通報が発覚して報復されることが、ものすごく恐いんです。

借金問題も深刻です。技能実習生は、来日するために年取の何倍もの経費を払う。そのために借金を作っている場合が多い。先ほども触れたように、借金を残したまま帰国することはできない。技能実習生は、退職も転職もアルバイトもできない中で、いじめや解雇が非常に恐い。だから、被害者本人である技能実習生がその被害を隠す。「受入企業」の不正が行政機関に知られて、「受入企業」が潰れたら仕事ができなくなる。それが恐いんです。

五番目は、⑤家族に対して心配をかけまい、とする姿勢です。言葉がわからない外国にまでわざわざ出稼ぎする技能実習生は、だいたい家族（両親・兄弟姉妹・子ども） 思いです。よく見られる傾向は、家族から「心配なことはないか？」と尋ねられると、技能実習生は「大丈夫」と応えるんです。家族に心配させないために、自分さえ我慢したらいい、何かあっても言わない。

この後の報告で出てくるように、例えば、妊娠出産をひた隠しにする場合がある。なぜか。それは「受人企業」や「監理団体」から「妊娠したから、もう働かせせんね」と言われるのが困るのに加えて、例えば、母国にいる夫や恋人がいる、というような事情も横たわっています。

六番目は、⑥同僚の協力を得られない・得られにくいことです。例えば、後で紹介するように、技能実習生が、職場の労働災害（労災）や（最低労働条件を法定した）労働基準法（昭和二二年法律四九号）違反を訴えようと思っても、同僚の技能実習生に賛同してもらえない場合があります。

技能実習生が、立ち上がろうと思っても、「そんなことをして会社から睨まれたら、どうすんだ」「その闘争が失敗に終わった場合の後始末は、どうするんだ」「自分たちの仕事が終わって、終わるだけじゃないか」と同僚の技能実習生から文句を言われるんですね。かりに、一人の告発がうまくいき、（厚生労働省労働基準局が所掌し、雇用主が労基法等を遵守しているか監視する）労働基準監督署（労基署）が介入しても、同僚の技能実習生の協力が得られず、手続きが進むのに、ものすごく時間がかかる。

そこで、機構が新しい仕事を手配してくれるかもしれないけれども、それに三か月ぐらいかかる。その間の技能実習生は仕事ができず、収入がなくなる。母国を離れる時に借金があった

ら、毎月返済しなければならぬのに、無収入で返済が滞ると、ベトナムで借金の担保にしている家と土地を失ってしまうかもしれない。

それなら、たとえ賃金が安くても毎月一定の収入がある方がいい。いじめられても、違法な環境でも、と考えて、技能実習生が告発を思いとどまる、ということがあるんです。

七番目は、⑦母国政府の対応です。ベトナムに関していうと、日本に労働力を送り出しているのは国策です。労働力輸出計画（あるいは政策）と訳しますけれども、ベトナムは四〇カ国ぐらいに労働者を送り出していて、日本が最大で台湾を含めると、送出労働者のほぼ九割を占めます。日本に送り出す時は、だいたい技能実習制度を使うので、この制度に基づいて多数の技能実習生を送り出すのが国策なわけです。そういう中で、日本で、技能実習生が、裁判に訴えるとか、メディアに出るとかすると、「たいしたことでもないのに、この制度の悪口を言いやがって」、のような評価を受けるわけですね。国の労働力輸出政策に水を差す、のように言われることがあります。だから、ベトナム政府の協力も得られにくい。そうすると、技能実習生が、職場の問題について、なかなか思い切って声を上げられない。

これが、フィリピンだと全く違うんです。フィリピン政府には、自国の労働者を守るといふ姿勢がはっきりあるので、何かあったら大使館が乗り出して助けてくれます。ベトナムは違う。

ベトナムの場合、技能実習生に対して、何やってんだ、簡単に失踪しやがって、と厳しい評価になる。

八番目は⑧日本の関係機関の対応、九番目は⑨日本社会の無理解・偏見です。ネットを見たら、よくわかります。「あいつら（技能実習生を指す）日本へ勉強しにきてるのに、なんで、そんな権利のことばかり言うの」とか、「なんで妊娠しているんだ」とか、書かれてしまう。技能実習生も人間です。勉強する立場でも妊娠します。そういうことが普通にあるんだということに関して、日本の関係機関や日本人から非常に理解が得られにくいです。

では、ここから事例を紹介しましょう。三つ用意しました。

一件目は、中国四国地方で婦人子供服を作っていた工場です。この技能実習生は、ベトナムの女性で、年間三六三日働いて、正月に一～二日ぐらしか休みがないんです。

この工場では、残業代に関する覚書が全ての実習生と交わさされていて、時給三〇〇円ないし四〇〇円です。明らかに最低賃金法（昭和三四年法律一三七号）に違反している。労働法上、残業代は時給額×一・二五倍で計算しますから（労基法三七条等参照）、一・二五倍した結果の時給が三〇〇円とか四〇〇円とか、ありえない。でも、技能実習生はサインさせられている。

工場の二階が宿舎（技能実習生の生活空間）になっていて、

狭いスペースに二段ベッドを窮屈に並べて、皆ここで暮らしている。そこに、僕と同年の男性の社長が、夜な夜な入ってきて、二段ベッドの中にもぐりこんで技能実習生に関係を迫る。関係を迫る時に、「残業したいだろう、残業したんだったら相手しろ」と言うんです。断わると残業させてもらえない。

学生さんたちにとって、アルバイト先のいわゆるブラック企業は、残業が多いところだと思わなくてはダメでも、実習生にとってのブラック企業は、残業がないところです。技能実習生は、少しでも収入をあげたいから、残業代がほしいんです。先ほども触れたように、他の会社でアルバイトもできないし、転職もできないから、「受入企業」で残業をもらおうしかない。

そこで、技能実習生は足元を見られて、「残業をどうしてもやりたいんなら、三〇〇円でも四〇〇円もやりたいだろう、やらせてやるよ。やりたかったら、俺と関係を持って」と「受入企業」の社長から迫られる。酷いですね。

この社長から関係を迫られている女性の様子を、向かいのベッドにいる技能実習生が耐えきれずに、スマホで動画を撮影して僕に送ってきたんです。どうしようかなと思っただけですけど、結局、「なぜ勝手にスマホで撮影して外部へ送っているんだ」と、その社長に関係を迫られた本人や、同僚の技能実習生が潰しに来ました。具体的には、毎晩、撮影・送信した彼女のスマホを検閲して、動画を削除するんです。先ほど「六番目の要因」で説明したように、被害者がその被害を隠蔽する

側に回ってしまう例の一つですね。それが、この技能実習制度の恐いところです。

二件目は「(住宅やビルなどの工事に伴う足場など仮設構造物の建て方、解体や重量物運搬などを担う) 鷹」での労災隠しです。足場作業は本当に問題の多いところで、最近も岡山で起こったはじめの動画が流れました。

これは新潟長野あたりの話ですけれども、ベトナム人の技能実習生トゥアンくんが足場の高所作業中に転落して、足の痛みを訴えたので、病院に連れていかれました。レントゲンを撮ったら、綺麗にひびが入っていた(会場では映像を投影)。素人が見ても、三か月は動けないのではと考えるのですが、「受入企業」は作業日報をでっち上げます。具体的には、六月二二日軽井沢だけがをして病院に行き、翌二三日は休んだけれども、二四日からは日本人労働者と一緒に仕事していたという作業日報を、後から上司に言われて、トゥアンくんは書かされたんです。働いていないのに働いていたことにされた。なぜかという(重い)労災を隠すためです。「彼はずっと働いていました。確かに労災だけれども、軽い労災だ」として。

ここで、僕ら支援者は、同僚の技能実習生にフェイスブックで何人も連絡をとって、「トゥアンくんは、事故後二か月間全く動けなかったの寮にいました。我々にご飯を作って運んであげたり、いろんな世話をしていました」という陳述書を書い

てもらって、それをまとめて労基署に送りました。そうしたら、労基署が動いて「受入企業」へ出向いた。ところが、労基署は、何月何日に行きますと事前に「受入企業」へ電話するんです。結果、経営者から、絶対何も言うなよと、同僚の実習生全員に箝口令が出てしまった。同僚からトゥアンくんに対して、「ごめん、社長に言われたから、俺たちはもう何もしゃべれない」というメッセージが回ってしまう。そのくらい「受入企業」の力が強くなってしまふ。

三件目は、溶接作業に従事していた技能実習生が、同僚の技能実習生との仲が悪くなり、「受入企業」をクビにはならないけれども、その企業の寮ではなく、「監理団体」の寮から自転車で通ってくれ、と言われた事例です。

「監理団体」は、その技能実習生に、変なやつ悪いやつに違いない、というものすごい偏見をもって、そのスマホの中を見せろと要求し、見た結果、こいつはテロリストで、薬物中毒であると思ひ込むんです。なぜかという、フェイスブックで友人とやりとりした中に、粉の薬物に見える画像(実は、友人が送ってきた冗談の写真)があったんです。

それを見た「監理団体」は、こいつは麻薬を取引していると思ひ込んだらしく、警察を呼んで、家宅捜索や技能実習生の尿検査までさせる。すると、彼の部屋のダンボールの中からナイフが見つかる。こいつは、ナイフも準備して俺たちを殺すつも

りだ、とどんどん思い込んでしまったんです。結局、全て濡れ衣だったんですが、それでも、「監理団体」は、この技能実習生を「受人企業」から辞めさせました。

「受人企業」を辞め（させられ）る時に難しいのは、「監理団体」の力が強過ぎるんです。本当は会社都合退職で、あなたにミスはないが辞めてもらいますという際、技能実習生に自己都合退職（一身上の都合）の一筆を書かせる。受け入れ側が解雇したいところ、技能実習生本人からの退職に変えてしまうわけです。そうした上で、家賃を払え、とか言う。仕事をさせてもらえていない技能実習生にはお金がないですよ。そうすると、「監理団体」は、彼の部屋の電気とガスを止めました（会場では、その写真を投影）。炊飯器も冷蔵庫も使えなくなりました。非常に困窮します。

そこで、何とかしてくれと僕に連絡がありました。技能実習生にとって、特にこういうトラブルに巻き込まれ、外部との連絡も満足にできない技能実習生にとって、最も恐いことは何か。電気を止められることで、冷蔵庫や炊飯器が使えないとか、ガスがつかないとかではなく、スマホに充電できない、無線LANが止まることです。これで外部との連絡が本当にできなくなる。彼は、幸いバッテリーが生きている間に僕に連絡できたので、東京の機構に通報し、機構は、この「監理団体」に電話した。そうしたら、「監理団体」は、（電気・ガスを止めた）「あの部屋は、電気を止めても、西日が入るから生活できるんです」

と応えただけです。そうじゃないだろう、と。

彼は、耐えられなくなって機構に駆け込み、「監理団体」が寮のライフラインを止めたと告発した。そうになると、もう彼は以前の寮には住めません。だから、僕からも、シエルターを準備してほしい、と電話しました。機構は、そういう技能実習生にシエルターを用意する職務があるんです。ところが、機構は、「監理団体」と連絡を取った後で、告発した技能実習生に対して、「監理団体」は、水道も電気もガスも使えるようにするから、帰っておいでと言っている。帰りなさい」と伝えただけです。ありえないでしょう。これは、DVで殴られた人が、駆け込んだ警察から「家族は、もう殴らないから帰って来い、とっている。だから帰りなさい」と諭されているのと同じです。

機構や「監理団体」は、こういうありえない対応をしている。そういう感覚の中で技能実習制度が動いているという問題をご紹介します。僕の報告を終わります。何かあったら質疑をお願いします。ありがとうございます。

中内・斉藤先生、どうもありがとうございました。

シンポジウムが始まってから一時間二〇分ほど経過しています。ここで、いったん休憩しましょう。午後三時半再開でお願致します。

中内・再開予定の午後三時半を迎えました。では、石黒先生と

「海北さん、お二人で、一つのご報告を創り上げてきて下さっていますので、よろしくお願い致します。」

孤立へと追い込まれる技能実習生（第一部）

石黒…皆さん、こんにちは。弁護士石黒と申します。ここからは、私と、支援にずっと取り組まれてきている海北さんの方から、二つのケースについてお話ししたいと思います。冒頭、中内先生から少し紹介があったと思うんですけども、一つは、妊娠した技能実習生が孤立に追い込まれて、最後死産となつて、そして死体遺棄罪（刑法一九〇条）という犯罪で有罪になったケース。もう一つは、孤立には追い込まれなかったけれども、「受入企業」「監理団体」「送出国」から非常にひどい扱いを受け、ようやく支援と繋がることで、赤ちゃんが生まれたケース。ただ、こういうケースであつたとしても、支援と繋がることの困難さや、支援に頼らざるを得ないこの技能実習制度、その歪みの現状というものについてお話しできれば、と思つております。ですから、二部構成になりますけれども、まず私から始めます。

私が今から報告する事件に出会つた経緯をお話すると、もともと外国人事件を何件か、それまでに手がけていたところ、リンさんのケースの新聞報道を見まして、何か手を差し伸べる

ことができればと思いました。それで、当時から支援していた（海北さんが関わつておられる）「コムスタカウ外国人と共に生きる会」という団体にメールを送つたのがきっかけです。もともと弁護士はついていましたので、最初は、こういう悲劇を起こさないようにと、技能実習生向けの、日本で妊娠した場合はどうするか、中絶方法等を含めた情報サイトの日本語版はもちろん、ベトナム語版、中国語版、ネパール語版、韓国語版等を作ることに、プロジェクトチームのメンバーの一人になりました。そこから裁判の手続きに関わることになり、私がリンさんの主任弁護士になったのです。

「まず、どんな事件か」ということについて話します。当事者は、ベトナム人技能実習生のリンさんです。彼女は、「技能実習生が孤立に追い込まれていくような現状を、私の事件をきっかけにして、止めてほしい」という思いで、実名を公にしています。このリンさんが、二〇二〇（令和二）年十一月十五日午前九時に「受入企業」の寮の一軒家で双子の男の子を死産しました。彼女が来日したのは二〇一八（平成三〇）年ですから二年後のことです。彼女は、熊本県芦北町という海沿いの街で、みかんの収穫や梱包も含め、農園で働いていました。その二年間に、リンさんはパートナーと出会い、しばらくお付き合いが続いてから、妊娠していることに気づきます。それは、その年の五月頃でした。生理が来ないので、自分自身で調べて、妊娠していることがわかつたわけです。リンさんは、「受入企業」

(みかん農家のオーナー)や「監理団体」には妊娠を言えなかったんです、それはなぜか。

先ほどの斉藤先生の話にもありましたように、ちよつと彼女の境遇をお話すると、彼女の出身は、ベトナムの非常に田舎の町でして、大体の平均年収は日本円で三〇万円くらいのことです。彼女は、技能実習生として来日する時に一五〇万円を支払っています。どこからそのお金を用意したかという、家族の家を売って工面しています。先ほど小野寺先生の話でも百万円くらいということもありましたけど、この一五〇万という数字、めちゃくちゃ大きな金額です。年収の五倍額を支払っています。彼女自身、家族のために、生活のために、稼がないといけないという思いが強かったんですね。それだけに、妊娠した時に、これを「受入企業」や「監理団体」に伝えたら、帰国させられるだろうと考えたんです。後ほども申し上げます通り、これは、リンさんが働いていたみかん農家に限った話ではありません。全国的に、技能実習生が妊娠した時に、強制帰国させられたり、解雇されたり、という事案というのは非常に多いです。

ただ、妊娠している以上、お腹はどんどん大きくなります。しかも双子です。だから、お腹が大きくなることに周りの人は気づくわけですよ。だから「受入企業」「監理団体」は、リンさんの妊娠を疑っていたんです。けれども、その確認方法が非常にまずかった。「監理団体」の職員がリンさんの目の前で

妊娠検査薬を渡して、「これを今から使って結果を教えろ」といったんです。それで、「受入企業」の社長は、彼女に対して「生理が来てるのか」というふうに、デリカシーのない言い方で聞くんですね。リンさんの労働環境は、ほぼ休みがない状況で、年次有給休暇(年休。労基法三九条以下参照)を下さいと言っても年休をくれない。そういう「受入企業」だったんです。極悪非道かいうと、そういうわけでもないんです。無意識的に、そういう労働環境が作られてしまっているんですよ。そういうことを平気でしてくる「受入企業」や「監理団体」は、リンさんにとって、当然信頼できなかつたのです。だから、相談相手もないまま、死産当日まで過ごすわけですけども、彼女の心境としては、やはり最後は言わないといけないんじゃないか、と思っていたそうです。自分がクビになつたとしても、ベトナムに帰国させられるとしても、それを言わないといけないんじゃないか、とまで考えていたと。ただ、十一月十五日は、彼女にとつて早産だつたわけですね。

死産した赤ちゃんをどうしたか。タオルに包んで、弔いの手紙と一緒に、枕元にあつたダンボール箱に入れたんです。この行為が死体遺棄罪に該当するというところで、起訴されています。十一月十五日午前九時が出産した時刻ですけども、実際に産気づいたのは、前日十四日の夜から始まっています。彼女は、最初これが腹痛だと思つたらしいです。まさかお産だとは思わなかつた。けれども死ぬほど痛い。彼女がかなりきつい状況

に追い込まれながら、ようやく産み落としたわが子というのが、産声もあげずに、触つてもピクリともしなかったんですね。彼女は一人で出産しています、孤立出産ですね。お産の際の血痕っていうのは本当に至るところに残っています。これは裁判での証拠としても提出していきまして、布閉もそうだし、廊下もそう、トイレもそう、至るところにあります。そういうボロボロの状況の中で、リンさんは、先ほど説明した行為を行ったのです。それで、翌十六日午後六時、実はリンさんは「監理団体」に連れられて病院へ行き、医師に死産を告白してその日入院、警察がリンさんの家に来て、十九日に逮捕されます。

リンさんが出産日に行つた行為ですが、赤ちゃんの遺体をタオルで包んで、枕元の茶色の段ボール箱に入れタオルを乗せまゝです。リンさんの行為は、結構いろいろ複雑で、それは彼女自身が大層に叩かろうと思つたことの表れなんですよね。まず、遺体をタオルで包みます。それで、自分がお産した布閉の枕元にあつたダンボールを取り出す。タオルで包んだ赤ちゃんをダンボールの中に入れ、さらにその上にタオルをまた被せます。今見せている箱（会場で投影）は、実際に産婦人科で赤ちゃんが亡くなった時に入れる箱です。彼女はその日に自分がお産になって、死産するとは当然思わないわけですよ。だから、やはり身の回りにあるもので、そういう棺を作つた。そして、赤ちゃんの名前を考え始めます。生年月日と、考えついた名前（ベトナム語で「強い子」「賢い子」という意味で付けた名前）、お詫びの

言葉、天国で安らかに眠つてねという弔いの言葉や仏教の言葉を書いた手紙を、タオルを被せた遺体の上に置きました。箱は段ボールなので、シューズボックスのような蓋があるものではないですね。そのため、段ボール箱の上面がバカバカと開くので、それを細いセロハンテープで封をするんです。当時は十一月、赤ちゃんが寒くないようにと、もう一回り大きい白い箱の中に入れて、セロテープでまた封をしている。それで、自室の四段ボックスの棚の一番上に置きました。リンさんがお産をしたその部屋の中で、すべての行為は完結しています。

我々弁護士は、リンさんの行為は、死産直後に、身体的にも精神的にも本当にボロボロの状況で、どうにかして、赤ちゃんを棺の中に入れて、それで安置したんだと主張したんです。リンさんが孤立に陥つたことが全国的にも珍しくないというお話を少ししましたけれども、実際にこういうデータがあるので紹介します。二〇一七年から二〇二〇年までの三年間で、妊娠を理由に、技能実習を続けられなくなった事例が、厚生労働省の調査で、六三七件あります。それで、そのうち実際に技能実習を再開できたのはわずか十一件でした。調査対象の二〇一七年は、技能実習生に対する人権侵害が止まないということで、技能実習制度をきちんと適正化しようという法律（技能実習法）が施行された年です。そこから三年間で、妊娠した技能実習生が強制的に帰国させられて解雇されないかかって言うと、

六三七件は実習継続困難ということで報告されている。強制帰国や解雇と聞くと、「受入企業」「監理団体」が、かなり激しめに、あなた帰らなさい、と伝えているイメージかもしれませんが、例えば、「受入企業」「監理団体」が優しく諭すこともありまます。「このままね、日本でね、赤ちゃん産んでも大変だよ」「だから中絶しなさい」と言うんです。おそらく、そういうことを伝える「受入企業」「監理団体」は、自分たちが技能実習生の人権を侵害している自覚はないと思います。まるで自らが保護者であるかのように振る舞うだけども、技能実習生にとつては恐怖ではない。だから、そういうことを言われたら余計、その「受入企業」「監理団体」を頼ろうとは、やはり思わない。どんどん孤立に追い込まれていってしまうんです。

それで、これまでの裁判の流れをお話ししますと、リンさんの行為は棺に納める行為、安置であるとの我々の主張に対して、熊本地方裁判所は、国民の一般的宗教的感情を害するので死体遺棄に当たると判断しました。死体遺棄罪は、殺人や窃盗とは違って、個人の利益・財産を奪ったから犯罪になる、というものではありません。死者に対してどのような態度で臨むのかという価値観を刑法が守っています。この価値観を一般的な宗教的感情というんですが、熊本地裁は、ここにあって「国民の」を付けたんです。でも、死者に対して、亡くなった方に対してどういう態度で臨むのかは、日本国籍を持っているかどうかと関係ないですよ。我々社会の構成員、社会の皆がどう思うか

の話なんです。それをわざわざ日本国籍の、日本国民と縛っているとこも、甚だおかしい話ですけれども、とにかく熊本地裁は、赤ちゃんのお母さんであるリンさんが自分の子供を弔う義務、すなわち葬祭義務に違反して赤ちゃんを放置した、と述べました（LEX/D B文獻番号二五五七一七三五）。

我々は当然控訴しました。二審の福岡高裁は、さすがに宗教的感情を論じる時に「国民の」と限定せず、死者に対する一般的宗教的感情という表現に直しました。そして、リンさんが、死産した一五日午前九時から医師に告白する翌夕方六時までの三三時間は、さすがに弔う時間として短過ぎる、と述べたんです。お身内が亡くなった時に、通夜や告別式をしますよね。福岡高裁は、葬祭義務を果たす時間としては相当の期間が必要であることを前提に、リンさんには放置による遺棄は成立しないと判断したんです。こうして一審判決を破棄したまではよかったです。リンさんが段ボール箱を二重にしてゼロハンテープで封をした行為を取り出して、「リンさんは『受入企業』と『監理団体』に妊娠や死産の事実を伝えなかったから死体も隠すつもりだったんだ」という理由で、隠匿による遺棄を認めて有罪判決を維持しました。一審判決から減刑はしましたが、有罪の結論は変わらず、です（判時二五二八号二三頁）。今年の一ヶ月三十一日に上告しました。東京の二名の弁護士を加えて五名の体制で上告しまして、先々月に上告趣意書を提出して、最高裁からの連絡を待っている状況です。

リンさんの行為は、箱の中に遺体を入れるというものです。周囲から見えなくなりますが、それが隠匿か否か、と分ける上で、福岡高裁は、「習俗上の葬祭を行う準備、あるいは葬祭の一過程として行ったものであれば、遺棄に当たらない」と述べています。簡単に言うと、死体を箱の中に入れる行為、これが「葬祭のプロセス」「人を弔うプロセス」として行われたのなら遺棄ではなく、それ以外は全て死体遺棄、という理解です。よく考えて頂きたいのは、死産した直後の女性の行動に、弔いの意味を見出すことができるのか。そもそもリンさんは、例えば、箱を二重にしたのは赤ちゃんが寒くないように、との気持ちからで、いわば亡くなったわが子を生者として扱っているわけです。そういう思いは、葬祭上の意味を一切持たないのか、という疑問は率直にあります。結局、リンさんが「受入企業」や「監理団体」に自らの妊娠を伝えなかったから隠匿した、と短絡的に判断してしまっています。先ほど申し上げましたけれども、上告趣意書を提出した際、九万筆弱の署名が集まりました。これと同時に、リンさんの死産当時に取った行動は果たして死体遺棄なのかについて、専門家だけでなく、一般の方々にも広く意見を募りました（検察エンジンに「孤立出産・ドット・ジェイ・ピー」と入力すると閲覧できるので、シンポジウム終了後でも、ぜひ見て頂きたい）。その結果、一二七通の意見書が寄せられました。出産を経験した国内外の女性、宗教家等、数多くの皆様の協力を得られました。

寄せられた意見書を紹介します。「遺体を安置するための場所として、段ボール箱ではなく、棺や、棺に似たきちんとした箱を用意しておけばよかったですでしょうか。しかし、死産することを前提にそのようなものを予め用意する人などどこにもいません。」「段ボール箱を二重にしたのがいけなかったのでしょうか。しかし、棺やそれに代わる箱が見当たらない状態で、段ボール箱が二つあるのであれば、少しでも箱の厚みを持たせてちゃんとした場所に安置してあげたいと思うのが自然な感情です。私がリンさんの立場であっても同じように思います。」「段ボール箱に封をしたのがいけなかったのでしょうか。しかし、葬祭業者でも、遺体の入った棺を開けたまま放置することはしません。遺体の顔や体を不用意に晒すことのないようにするのが一般的な感覚ですから、リンさんが棺に見立てた箱に封をしたことを遺体の隠匿行為だと評価するのは短絡的です。」「妊娠・出産を周囲に話さなかったことを、このように有罪や量刑の判断の際に考慮することは、当事者である女性たちの置かれた状況を全く踏まえず、孤立出産そのものを悪とし、処罰の対象としていることに他なりません。」「この意見を書いた方は昨年、お子さんを出産されたそうです。

こういう一二七通の意見書を最高裁判所に提出しました。技能実習制度が実習生を孤立に追い込んで、こうした悲劇が起きているわけですけれども、最高裁には、死産となった技能実習生の愛情、わが子に対する思いから取られた行動が、葬祭のプ

ロセスでないから即死体遺棄ということではなく、実習生が孤立に追い込まれた現状がいかに過酷なものか、目を向けてほしいです。そもそも、死産直後の女性の行動に、葬祭かどうかという意味を求めること自体が私はナンセンスだと思えます。もともと孤立に追い込まれた方は、相談できないから孤立になったわけですから、周囲に相談すればいいという話は通用しないんです。相談したい、でも相談すれば、国に帰らせられてしまう、解雇させられる。そうなたらどうなるか。母国に残した家族は、家もなくなる、借金だけ残る、もう生活が困窮するわけです。最高裁には、そういう状況が今まさに存在することを、理解した上で判断を示してほしいです。

皆さん最近、内密出産についてのニュースに接することもあると思いますけれども、慈恵病院の蓮田健医師と宮崎康二医師、この二人の医師の意見書も最高裁に提出しています。最後に、この話をしたいんですが、お二人の先生は、「妊娠の事実を母親に打ち明けることができない高校生などが孤立出産の末、死産となった場合に、肉体的・精神的に疲弊した状況で、何とか自分で安置しても、妊娠を隠していたことを咎められて、隠匿のための行為だと非難されてしまいかねない」と仰っているんですね。「妊娠や出産の事実を言えないこと、つまり孤立出産に陥ることが犯罪であると言いうに等しい」とも述べておられます。リンさんのケースでの福岡高裁判決に従うと、死産のケースにおける殆どが死体遺棄罪に該当してしまっています。まさにそ

ういう問題を秘めている。これは、もちろん技能実習生だけじゃなくて、我々日本人にも関わってくる問題でもあります。技能実習制度自体が、実習生の孤立出産やそれに至る過程を生み出してしまおうという非常に悲しい問題点を指摘して、私の報告を終えます。

では、海北さん、続けてお願いします。

孤立へと追い込まれる技能実習生（第二部）

海北：はい。ありがとうございます。私が外国人を支援するようになったきっかけは、いろいろありますが、自分自身が支援を受ける立場だったことが一番大きいかと思います。私自身アメリカでホームレスになっていましたし、自分の親からほとんど支援を受けられなかったですし、アメリカで人種差別に遭ったりもしました。それで今に至っています。

私はISSAさん（仮名）というフィリピン人女性のケースをご紹介します。彼女はフィリピンの大学で経済学を勉強し、卒業後に日本の技能実習制度を知り、研修を経て、介護の技能実習生として福岡にきました。その後、高校の時からお付き合いしていたフィリピン人の男性も技能実習生として来日し、それからしばらく経った研修二年目に妊娠に気づきました。彼女の宗教的なバックグラウンドがクリスチャンでカソリックということもあり、彼女は産むことを決意しました。パートナーも

出産に同意していました。それで産婦人科に行つて、そのことを「監理団体」の女性に伝えました。そしたら「何週目なの？」と尋ねられ、「八週目」と応えると、「あ、八週目なら堕ろしやすよ」と言われたんですね。ISSAさんはその言葉にかなりショックを受けました。フィリピンは、確か中絶禁止なんです。

出身国の事情を、日本の「受人企業」や「監理団体」は知らないんです。だから、そういうことを平気で口にする。彼女は、日本語能力のレベルもかなり高かったので、勤務先に自らの労働条件に妊娠する権利も書いてあると主張しましたが、そういう自己主張する人は正直嫌われますね。それで、「受人企業」の介護施設に自己退職を求められました。妊娠を理由に解雇できないので、自己退職という形式で辞めさせられたんですね。彼女は二度断りましたが、最終的に「もう、あなたには辞めてもらう。そして、あなたを帰国させる。フィリピンに帰す準備は進めているし、二日後には寮を出るようにしてね」と告げられました。そのやり方が淡々と進むわけではないんですね。例えば、窓もないような部屋で、日本人男性三人くらいから、正直ちょっと脅迫に近い感じで「退職しろ」とずっと言われ続けるんです。それで、彼女もショックを受けているし、周囲に誰も彼女の味方になつてくれる人もいないし、彼女のパートナーは違う県にいましたし、彼女は頑張ったけれども、退職届にサインをさせられてしまったんですね。

そういう状況の中で、彼女は偶然見つけた「コムスタカク外人と共に生きる会」へメッセージを送つてきました。それで、彼女を保護しに行くことになるんです。他方で、ISSAさんの件を機構の福岡地方事務所（以下、福岡事務所）へ連絡しました。それは、機構が「監理団体」に対する行政処分権を持っているからです。ところが、福岡事務所は、ISSAさんの「受人企業」が属する「監理団体」に電話で注意しただけで、しかも、ISSAさんに「なんで退職届にサインしちゃったの？」と責めるように言うんです。

ISSAさんはとても賢い方で、本当に多くの証拠（文書やLINEメッセージ等）を残してくれました。本当に珍しいパターンです。まず、ISSAさんの労働条件書には、ちゃんと「maternity leave」（産前産後休暇（産休）取得可能）と書かれています（会場で投影）。これは日本人と全く同じなんです。また、彼女が一人で出かけて受診した産婦人科の医師が記した所見（会場で投影）では、妊娠一〇週目で就労可能、とも書かれています。

彼女は、この二通を職場に提出しました。そうしたら、「監理団体」の男性職員からLINEが送られてくるんですね。そのやりとりを見せてもらうと、「私たちはすごく怒っている。妊娠したことを怒っているんじゃないくて、なんで私達に言わなかったんだ」、「日本人は、あなたのそういう態度が大嫌いだ」と。

それから、「あなたは、これから日本で妊娠を理由に解雇されることはないが、あなたを守ってくれる人もいないよ」、「妊娠して出産するときに、insurance premiumに入っていると、出産補助金みたいなものは支払われるけれども、そこまでだよ」、「誰もそれ以外のことはやってくれない。あなたが今住んでいる寮は妊婦用ではないから、二日後には出てっね」等と、延々と書いてあるんです（会場で投影）。最後の部分では、本当にいやらしいんですけど、「妊娠自体はとても喜ばしい、beautifulなことだ」、「しかしながら、あなたがそういう無責任な態度を取っていると日本人からの信用をなくすよ」と書かれているわけです。

ISSAさんのように、妊娠した技能実習生が、妊娠・出産によって困難に陥りやすい理由として、まず①制度の壁。在留資格が問題です。技能実習生の場合、家族帯同が認められていません。例えば、子供を産んでも、自分（母親）一人きりだから育てられないんです。通常、日本で子どもを産んだら、一ヶ月間ぐらい、実家がある人は実家に帰ったりして、自分の家族がお手伝いしてくれたりしますよね。そういうことは全く考えられていません。要するに、産むな、ということなので、技能実習生が実際に出産する場合には、私達支援者によるソーシャル・アクションが必要になってきます。

制度の壁②としては、彼女たちの出身国、これはベトナム・

フィリピンだけではなく、その国の中絶や避妊の方法と、日本の方法や制度とは、かなり違うということです。この点は、これまでほとんど話し合われてきていないですね。現在、日本の国会で経口避妊薬と中絶薬について議論されていますが、海外に行く（国によっては）三〇円くらいで買えます。それをどどん飲みなさいというのではなく、その選択肢の方が実は世界基準なんです。日本における中絶の「掻爬（そうは）法」は、海外では五〇年くらい前に止められて推奨されていません。日本では、今でも五〇%以上この方法で行われています。WHO（World Health Organisation・世界保健機関）も、お腹の中から赤ちゃんを掻き出す掻爬法を「やるな」と勧告を出していますけど、日本は、まだやり続けています。知って頂きたいのは、国によってそういう制度の違いがあるということです。

さらに、③言語の壁があります。これまでの報告で他の先生方もおっしゃられています通り、外国人にとって情報収集が困難です。私実際に聞いて怒りを感じた話としては、ベトナムの「送出国」が、こういう日本語レベルの技能実習生を送ると言う話をする際に、「小学校低学年レベルの言葉しか喋れませんから」という。それを都合の良いことのように、「この子達は日本語をあまり喋れないので文句をいいませんよ」と口にするんですよ。斉藤先生が伝えたように、ベトナムでも日本でも、技能実習生へ日本語を教えないし、教えるつもりもない。

私はアメリカに住んでいた経験があります。これからアメリカで労働者として働く人々には、難民も含めて国の予算で米語を教える。なぜかというところ、その人達はアメリカにとつて貴重な労働力を提供してくれるし、さらには、納税者にもなってくれるわけです。だから、労働者を迎え入れるにあたって、その国の言葉を教えるのは、国がやるべきことなんです。加えて、医療通訳や多言語対応の充実も、当たり前のことだと考えています。

④は心の壁。マタハラ（マタニティー・ハラスメント）の問題です。技能実習生の多くは借金して来日しますが、借金を返済しないと帰国できないという状況下で、妊娠した場合の産休や育児休業（育休）などの制度や権利を知らされていません。妊娠したら帰国しなければならぬという契約書にサインさせられても、それが間違っていることに気がつかない場合もあります。妊娠したことで罰金を支払われた人さえいます。日本人であれば、技能実習生であれ、日本で暮らす全員に適用される制度や行使できる権利というものを、きちんと技能実習生や国民に伝える必要がある。それは日本側がやるべきことだと思います。私たち支援者は、技能実習生を含む外国人女性たちに性教育も含めて、様々なことを教えます。時間もかかりますが、やはりそれは必要なことなんです。

最後に、⑤パートナーとの関係の不安定さ。パートナーも技能実習生という場合がとて多いんですね。パートナー側も付き合っている恋人が妊娠すると、職場からプレッシャーをかけられるんです。「そいつと別れる」と言われるんです。別れないと「そういう妊娠している人と付き合っていると、他のフィリピン人の商品価値が下がる」と告げられるんです。フィリピン出身の技能実習生が、人間ではなく「商品」と見られていて、生産性が落ちると「商品」としての価値が下がる、そう言われる。ベトナム人はもつとひどいです。

パートナーたちも、同じように借金を背負って来日していますから、自らの仕事を失うわけにはいかなないので、結果的にパートナーシップが解消されてしまったり、連絡が途絶えてしまったりして、女性は妊娠を誰にも言えず、そのまま時間が経ってしまう。そういうパターンがとて多いです。妊娠葛藤期（妊娠して子どもを産むか中絶するか決める時期）が妊娠期間中で最もうつになりやすいし、自殺率も高いです。こういうことが全部重なって孤立出産という問題が起きます。これは日本人でも同じですね。

そういった孤立を防ぐために、地域にある社会資源を繋ぐ必要があると私は思います。「技能実習生とか留學生が出産するなんてあり得ない」という意見を、年齢を問わず、私もちよくちよく耳にします。日本の政府は、長い間、「産め産め政策」を推進しているんです。そのためには多額の補助金を出します

し、出産する女性に対しては様々な政策が施されています。ところが、外国人技能実習生はその恩恵を受けられていないんですね。なぜなら、彼（女）らは人間として見られていないから。まず、技能実習生に人間として接することが大事なんです。日本人の出産と同じように、彼女たちも対応してもらえるように、私たちが当たり前前のごとして受け入れていく必要があります。

私はYWCA (Young Women's Christian Association) とロムスタカの両方を拠点に、外国人の生活支援や技能実習生の相談を受けています。この写真は、彼女を実際に区役所に連れていき、転入手続きの書類を書いてもらっている姿です（会場で撮影）。私たちが代わりに書くことはせず、本人に書いてもらいます。本人に教えるということも含めて大事なプロセスです。日本人が全てしてあげることが良いわけではないんです。

次の写真は、生活支援の二つ目、「ここのお店は安いよ」とか教える姿です（会場で撮影）。例えば大根一本三〇円、とかね。熊本YWCAは、売り物にならない野菜などを農家さんにもらったりするので、それをたくさんもらったときには、外国人の困っている人たちにも連絡して取りに来てもらったり、持っ

ていたりしています。ISSAさんはすくお料理が上手な方だったので、フィリピン料理をYWCAのキッチンで作って下さった際の写真です

（会場で撮影）。それを一杯七〇〇円で販売し活動資金を集めることに協力して頂きました。ISSAさんご本人には、謝礼や野菜などで還元しました。この活動のもう一つの目的は、日本人の知り合いを多く作ってもらうことなんです。そうしないと、彼女たちが実際に困った時に、誰にも頼れないんですよ。彼女は日本人の友人もできましたし、彼女のパートナーさんも私の自宅に泊まりに来たりしますし、そういう当たり前前の交流ができていないと、困ったときに相談なんかできませんよね。

実は、私の本職は医療通訳で、ISSAさんが妊娠中に福田病院まで同行した時の様子を撮影した写真です（会場で撮影）。このとき彼女は二週と四日でしたけれども、かなりお腹が大きかったです。先ほどの報告で、リンさんのお腹にいた双子は三〇週の早産でしたね。絶対に周囲が気づかなかったというのは、あり得ないと思います。この後、ISSAさんはフィリピンに帰って、十二月に無事男の子を出産しました。その時とても嬉しそうに電話をかけてくれました。私も大変嬉しかったです。

マザー・テレサの言葉に「愛の反対は憎しみではない。無関心だ。」があります。本当に無関心が原因なんです。この話題はとても悲しいのですが、私が知っている限りで、今年に入り、熊本県内でベトナム人の技能実習生女性が3名、朝に目覚めませんでした。死因は「不明」で処理されています。このことを知らなくても毎日毎日過ぎていきますよね。でも、彼女たちが

作っているのは、私たちが食べている野菜だったり果物だったりするんですよ。会場で参加している学生の皆さんと同じくらいの年齢です。なぜ目覚めなかったのか、わかりません。もう亡くなっていました。そういう人が、私を知るだけで熊本に三人います。だから全国的に見るともつともつといいます。

石黒・海北さん、ありがとうございます。あまり時間が残されていませんが、この二つのケースを振り返って、まとめとして、最後に少し一緒に考えることができると思っています。

まずリンさん、そもそもなぜ孤立に追い込まれたかについては、「技能実習制度自体がそういう孤立を生み出すそもそもその原因になっているんだ」と話しました。労働者として受け入れおきながら、妊娠した場合に、どういう施策をとっているかと言ったら、全くないわけです。加えて言語の問題もあります。リンさんは実際、日本語は簡単な挨拶程度しかできなかったんです。そういう状況で周囲に助けを求めようと思っても、どうすればいいのかという話です。また、相談体制に関しても、彼女にとって「受入企業」「監理団体」は、信頼できる相手ではなかった。恐い対象だったんですね。研修体制だって、全くめちゃくちゃでした。これは裁判の話になってしましますけれども、妊娠した技能実習生が不利益に取扱われることはない、と説明した旨「監理団体」の調書が作られています。ところが、二〇一八年当時、この問題を機構はもとにも取り上げてい

ない。だから全国の「監理団体」には通知を出してないし、技能実習生に配布される手帳にも一切妊娠について書かれてないんです。そんな状態だったんですね。また、環境的要因もあります。斉藤先生のご報告の中で、携帯電話を持ってはいるが番号がない、という話が出ましたね。でもリンさんの場合は、そもそも携帯電話すら持っていなかった。iPadなんですよ。だから無線LANを繋げる場所でないと思えないし、一一九番に通報しよう、救急車を呼ぼうと思っても、そもそもできないんですよ。この事件の舞台は、非常に田舎町、芦北の農園の一角にある一軒家でした。こういう諸事情が絡み合って生み出されるのが、孤立出産なんです。もし技能実習制度が廃止されても、それに代わるような制度が作られても、孤立出産がなくなるかといったら、決してそうではない。やはり、プラスアルファの問題があるので、孤立を防ぐためには、そういう意識が非常に重要ではないか、と思うのです。

一方、ISSAさんのケースでは、無事に赤ちゃんが生まれて本当に良かったです。こうやって多くの方々が苦労して協力して、ようやく一人の命が生まれるのが現状なんです。技能実習生の場合は、最も頼りになる家族は母国にいるわけですね。日本の「受入企業」「監理団体」が全面的に協力してくれるわけでもない。どうしてもボランティアの力に頼らざるをえないのです。そうすると、費用も精神的なサポートも、当然の問題として浮かび上がってきます。これは技能実習生だけの問題か、

と問われれば、我々が暮らすこの日本社会が、女性の妊娠に対して、どういう考えかを思い返すと、自ずと答えが見えてきます。実習生が孤立に追い込まれないようにするためには、本場にボランティアの力に頼らざるを得ないだけでなく、そのボランティアが疲弊し切っているという現状も、合わせてお伝えし、妊娠した技能実習生を取り巻く環境・問題点についての報告を終えます。

中内・石黒先生、海北さん、ご報告どうもありがとうございます。

これで四つの報告を全て終わりました。現在、午後四時二十七分なのですが、会場のセッティングを変更しますので、四時半に再開して下さい。その後、せっかくなので、午後五時頃まで、質疑応答の時間を創ります。では、僅かな時間ですが、休憩をお取り下さい。

質疑応答

中内・リモートで参加されている皆さん、聞こえていますか。司会の中内です。午後四時半を迎えましたので再開します。

皆さん、いかがでしたか。普段の授業で聞ける話ではなかったですね。それだけに、「よくわからなかった」、「もう少し深く聞きたい」という率直で素朴な思いが湧いたと思います。気

軽に手を挙げて、質問しませんか。

まず、この会場にいる方から、お伺いします。リモートで視聴している方で質問がある方、チャットに書き込んで頂けませんか。よろしくお願います。では、会場の皆さん、いかがでしょうか。

質問者A：法学部一年生のAです。小野寺先生に一つ質問です。弁護士になって一年目でも、今回報告して頂いたような、大きな事件を扱うことがあるのでしょうか？

小野寺：本当にたまたま私がこの事件を担当しました。はじめて扱ったのは天草の実習生事件ですが、地元の方から事務所に相談依頼が入って、たまたま私が担当しました。当時は、どの弁護士も実習生問題の知識はありませんでしたから、そういう意味では弁護士のキャリアはあまり影響はありませんでした。当時は実習生に特化した法律がなかったので、それほど難しい法律の解釈をする必要はなかったんですね。ですから、知識面でいえばそれほど難しい事件ではありませんでした。もちろん事務所の弁護士のフォローがないと到底できませんでした。当時、私がいた事務所は、今、石黒弁護士がいる事務所なのですが、人権問題にとっても熱心で、事務所の先生たちがサポートしてくれましたし、わからないことに助言をもらいましたので、いろいろ失敗もしながら、一年目でしたけれどもできたのかな、と

思います。

A・・ありがとうございます。

質問者B・・今日はご講演ありがとうございます。四年生のBです。質問が二点あります。どの先生のお話でも、「強制帰国」というワードが出てきました。この「強制帰国」の主体は、行機関でしょうか、それとも、受入先の企業でしょうか、そこを教えてください。もう一点は、技能実習生が帰国後に、「こんな辛いことがあった」、あるいは、「こんなひどいことをされた」と話ができたとして、それが送出国の政策や、日本（人）に対する感情にどういう影響を与えるのか、が気になります。

中内・・では、第一の質問「強制帰国」について、小野寺先生からお答えして頂きましょう。

小野寺・・行政が実習生を帰国させるという意味ではなく、受け入れている企業や団体が実習生の意にかかわらず、空港に連れて行ってしまっって、帰国させてしまうというのが、我々が使う「強制帰国」の意味です。

中内・・斉藤先生にも、「強制帰国」の件で、一言頂けますか。

斉藤・・はい。小野寺先生の仰るとおりです。確かに、入管（出入国在留管理庁）が実施する「退去強制」という制度もありますが、「強制帰国」の対象は、だいたい日本語学校等の留学生が多いですね。学校が「この人を母国へ帰したい」というときに、突然朝早く、アパートの部屋に乱入して、荷物をまとめると指示し、そのまま車に乗せ、空港へ連れていき、出国ゲートをくぐるまでずっと見張っているんです。

中内・・では続けて、第二の質問について、斉藤先生に教えてください。

斉藤・・ベトナムの人たちはすごくプライドが高いので、あまり格好悪いことは言いたくないんです。ある程度成功して帰国したベトナム人は、自分が稼いだお金を頭金にして、とても分不相応な、豪邸のような大きな家を建てるんです。それを見た人たちは、「ああ、ああなるんだ」「日本に行ったらああなるんだ」と思う。逆に、そこまで成功しなかった人たちは、あまり言いたくないから、喋らないですね。さらに運が悪かった人たちは、借金もまだ十分に返せない状態で帰ってくる。そうすると、田舎に帰って借金取りに追われている場合ではないから、すぐ次のところに働きに行くんですよ。もつとひどい人たちは、日本で失踪して、帰ってこないです。だから結局、田舎の人達に見えるのは、分不相応に大きな家だけなんですよ。

小野寺…今はベトナム人が圧倒的に一番多いんですけども、一〇年くらい前までは、圧倒的に中国が多かったですね。ここ数年で逆転した主な要因はおそらく中国の経済発展だと思います。実習生問題は中国国内では報道されてまして、インターネットを中心に、日本に行かない方が良いという書き込みがずいぶんありました。それが要因で、どこまで減ったかわかりませんが、中国ではマイナスイメージもある程度広がっていたようです。

齊藤…もちろん日本でも、いろんな報道で、日本に来てこんな目に遭いましたというのがネットに載ったりしますね。でも、それを見ても、ベトナム人は皆、「ああ、あれは運が悪いんだな」と思う。自分が目で見ている周りには大きな家しかないから。

そのほかに、技能実習生は、日本へ出かけるにあたって「送出機関」にお世話になる必要がありますよね。その「送出機関」が、日本へ入国しやすいように、技能実習生の学歴や職歴について、嘘をついているんです。しかも、その嘘の内容を、技能実習生本人は知らない。だから、技能実習生は、「送出機関」と喧嘩してしまうと、次に日本へ入国する機会に、自分が前回どういう嘘で入国したかがわからなくなつて、ビザが取れなくなってしまう。そういういきさつもあって、技能実習生は、帰国後に「送出機関」と喧嘩したくない、だから帰った後も日本

での出来事をあまり悪く言えない、ということもあります。

中内…はい、ありがとうございます。

海北さんと石黒先生から、「強制帰国」や技能実習生の帰国後について、情報があつたらぜひ添えて頂けませんか。

石黒…帰国後については、もともと技能実習制度の趣旨が日本の技術移転という建前ではあります。帰国した後、実際に役に立っているのかという問題ですが、結局、彼らがやらされるの単純作業なんです。だから、帰つても、別に技能実習で役に立ってというわけではないですね。

技能実習は、一号、二号、三号に分かれていて、一号は一年、二号は二年、次の二年で三号の計五年間です。三号に行けなければ三年ですが、たった五年で終わって、短期的なローテーションになっていきます。そういう働き方をさせられた技能実習生が、じゃあ国に帰って華々しく働けるか、日本に来ているのはほとんど若い人たちですけど、決してそうではないところも、やっぱり合わせて知っておく必要があるのかなと思います。

海北…付け足しくらいの感じですけど、リンさんの場合はベトナムで酷い報道をされました。なぜ酷い報道をされたかという点、さきほど齊藤先生が仰つたように、「労働力輸出計画」というベトナムの国策のもとで行われていることなので、ベ

トナム人が日本に行かなくなってしまうと国が困るんですね。ですので、ベトナムという国家やベトナム人にとつて都合の悪いことは、採み消されます。ベトナムでは報道が国にコントロールされていますから、報道の仕方が酷いとそれを皆さん信じます。

それでリンさんの場合だと、例えば、実際に生きている赤ちゃんを箱の中に入れて、それをすごく高い、天井に届きそうな高さのタンスの上に置く。それを、いかにもイメージ映像のようにニュースの中で流す。そして、こういうことが日本で事件になつていきます、のように報道する。そうしたら、それを見たベトナムの人々は、「なんて酷いことをしてくれたんだ。ベトナムの恥だ」ということで、リンさんの家にたくさん張り紙がされたり、リンさんのお母さんたちも「人でなし」とか「お前の娘は人殺し」と言われたり、色々ありました。国が絡んだ事業なので、そういうことも起こりうるということです。

だから、正しい報道がなされるのが、とても大事になってきます。岡田先生が七月に「技能実習制度の報道の仕方について」という勉強会を開催しますので、皆さん、ぜひご参加下さい。

B・・・ありがとうございます。

中内・・・はい、ありがとうございます。

ここで、リモートで参加して下さいの方からのご質問を

紹介します。斉藤先生宛です。電気を止められた事例で、「監理団体」を監督する機構に相談しても、もとの「監理団体」「受入企業」に戻るようになると言われた、とのことですが、その後、どうになりましたか？海北さんが報告されたISSAさんのケースも同様だと思いますが、機構が、実習生を保護・支援する義務を果たしていないことが大きな問題だと感じています。斉藤先生、いかがでしょうか。

斉藤・・・長い目で見ると機構や入管、ひいては技能実習制度全体を変えていかないといけないということ、そういう運動もするんですが、ただ目の前の、その実習生を、その制度が変わるまで待たせるわけにいかないので、緊急に支援しなければなりません。機構が役に立たないとわかった時点で、NPOの方でシェルターに保護し、他の新しい受け入れ先を見つけて、そこに移るようにしました。

中内・・・はい、ありがとうございます。

参加者からのご質問を続けて紹介します。大きな話題です。技能実習制度については、以前から、問題が多いと言われてきましたが、政府は現在、制度改正の議論を進めているのでしょうか？という内容です。

ここにいらつしやる皆さんは、現行の技能実習制度は問題だらけ、と思つてらっしゃいますから、それぞれにどうしたらいい

いのか、ということもぜひお聞きしたいですが、それは最後になりますね。

まず、この質問にお答えできる先生方、いらつしやいますか？

小野寺…技能実習法という、技能実習生を保護するための法律が、二〇一七年に施行されているのですが、五年を目処に制度を改めて検討するという附則がついています（二条参照）。今年がその五年目に当たります。法務大臣が、年頭所感で、技能実習制度の私的勉強会を立ち上げることを表明し制度の問題点を洗い出したりとか、どういうふうに変えていくかを議論しています。

私と石黒弁護士は、日弁連（日本弁護士連合会）の、外国人労働者受け入れ問題プロジェクトチームの一員なのですが、プロジェクトチームの委員の一人がこの私的勉強会のメンバーになっていて、日弁連として技能実習制度を廃止するよう意見を述べています。今後どう動いていくかというのは本当に予想できません。二〇一六年に技能実習法が制定されたときも、唐突に法律ができた印象でした。外国人の施策は省庁のほうが内容を採んで、突然発表することがよくありますから、技能実習制度が今後どうなっていくのかというのは、私たちも予断できません。

さらに付け加えると、新型コロナウイルスの流行が技能実習制度に影響を与えています。これまでは、技能実習制度は原則

三年間継続できるとなっていました。新型コロナウイルスの影響により新規入国が止まった関係で、なし崩し的に、技能実習制度の枠組みが緩くなっています。技能実習制度が労働者供給制度として機能している実態がより強まっていますので、実態に合わせて制度を変えようという動きがあってもおかしくはないと思います。

斉藤…今夏の参院選後ぐらいに、技能実習法の見直しの議論が始まるだろうと言われています。その内容については、小野寺先生が仰つたように、まだ見えません。

僕らが大きく変わってほしいところは、二点あります。ひとつは技能実習生の転職の自由です。もうひとつは、人材ビジネスの介入を排除することですね。この二点のうち、どちらがより変わりやすいかというと、おそらく前者でしょう。転職の自由を認めたら、それはもう技能実習制度ではないと思うけど、政府側も、この制度が実際にはフィクションであることはわかっているんですよ。だったら、もう転職できてもいいじゃないか。他方で、建前上とはいえない、国際貢献のような、何かを勉強する制度としては残したい。ただ、人材ビジネスの方はすごく利権が絡んでくる。ここは変わりにくいと思っています。

おそらく、（今回のシンポジウムでは取り上げていない、二〇一八年に改正された出入国管理難民認定法に基づく）特定技能制度と連続したものにしてくるんじゃないかな、という気

がしています。

中内・小野寺先生、斉藤先生、どうもありがとうございます。

海北さん、そして石黒先生も、技能実習制度のあるべき姿、あるいは欠陥を意識されていると思うので、ぜひご発言をお願い致します。

石黒…先ほど小野寺先生の話にもありましたけれども、日弁連でも意見書を出して、この技能実習制度を廃止して、特定技能のほうに一本化するべきと言っています。ただ特定技能制度も、別に欠陥がないわけではないですが、現行の技能実習制度を維持するよりは良い、まだマシ、というスタンスですね。

技能実習制度の前に、外国人研修制度がありました。この「研修」っていう在留資格は実はまだ残っているんですね。技能実習制度へ実質的に移行したから使われていないっていうだけで、制度としてはある。この実質廃止のきっかけは、本当に人権侵害が甚だしかった頃から、小野寺先生はじめ多くの方々の必死の努力で、無効化できたんです。

だから技能実習制度も、おそらく同じ運命をたどるのではと思っっています。でも特定技能制度に一本化されたとして、あまり意味がないのではとも思う。今後も新たな問題が出てくるし、報告スライドの終盤でも申し上げた通り、やはり制度をなくしたから、制度が無効になったから、来日する外国人の人権が守

られる、というわけでは当然ないわけであって、やはり我々の、本当に根底の意識の部分から変えていかないとだめなんじゃないか、というのが、私の問題提起めいた、一つの意見です。

海北…たくさんの先生方がお見えなのに、私が何を言えたいんだって感じなんですよね。ちょっと違う側面から言うと、入管法の改正案、まあ改悪ですけども、それが再提出されようとしています。実は技能実習制度にも入管が関わっています。例えば、「監理団体」が技能実習生に悪いことをしたら、その「監理団体」に行政処分を下せるウォッチドッグ (watchdog・監視や監督の意) として作られたのが機構なんです。その機構に入管から天下りしてくるんです。でも入管は、在留カードを有する人達を管理しているところですよ。具体的には、オーバーステイとか、強制退去処分になった外国人との関係で登場します。普段の入管が対象とする方とは異なる技能実習生の場合には、「移民庁」とか「外国人労働庁」とか、別の組織を設けてやっていかないと、多分ぐちゃぐちゃになっていくと予想します。特に今ウクライナからの避難民も受け入れているだけに、余計にそう思います。そもそもの入管が人手不足、その天下り先の機構はやつつけ仕事、しかも機構の職員は、わずか二年で転職なんですよ。

例えばISSAさんの場合も、福岡事務所に何回も電話して、ISSAさんの職場が勝手にクビにしましたから、「監理団体」

は処分されるべき、と伝えたくて。機構には五年間の資格停止処分を下す権限がありますからね。そうしたら、もう手一杯なのか、やる気がないのか、福岡事務所の職員は、私達に支援の状況を聞いたりします。ISSAさんにも電話して、「ISSAさん、今どこに住んでいますか？」と尋ねると、ISSAさんは「海北さんの家です。」と応えますよね。その職員は、「じゃあ、住むところはもうありますね。」です。次にISSAさんへ「働くところは見つかりましたか？」と聞くと、彼女は「今、海北さんが探しています。」と応えます。すると、職員は、「働くところが見つかったら契約書にサインして、それを写真に撮って送ってください。私も機構の支援は一応、それで終了します。」ということです。その程度なんです。全く動いていない。私たちボランティアや民間NPOに本来機構がすべき業務をどんどん押しつけてくる。そういうシステムになっているので、私たち支援者が全く何もしなかったら、おそらく機能しないですよ。こういうボランティアありきのシステムはもう、なくしてしまわないといけないです。

中内：技能実習制度に対するそれぞれのご意見、どうもありがとうございます。

会場の皆さん、リモートで参加されている皆さん、あらためて、四つのご報告やパネリストの皆さんからのこれまでのご発言について、質問・疑問は、ありませんか。気軽にどうぞ。

質問者C：アメリカへの留学経験がある海北さんへ質問です。留学したり、働いたりする国の言葉をうまく話せないと、かなりつらい日々を過ごすことになると思います。アメリカでの留学経験を踏まえると、外国の方々が日本で暮らす際のご苦労は、どのように映りますか？

海北：ありがとうございます。とても大事な視点ですね。実は言葉を喋れないと、その人が持っているはずの権利がまるでないかのように、その人がその場に居ないかのように扱われるんです。私もそうでした。

私がアメリカへ行ったのは十八歳でしたけど、まず最初に言葉がわかるようになって、そのうち喋るようになって、どんどんデモ行進に行ったり、いろんなprotest（抗議活動）にも参加したりしました。やっぱり言葉ってすごく大事なんです。

技能実習生のケースとは違いますが、私が今、支援しているアフガニスタン人のことを、ぜひ皆さんに知ってほしいのでお話しします。その方は熊本にいて、子どもが四人いる六人家族です。彼は、以前、熊大で留学生として学んでいました。熊大で博士号まで取得して、一旦、ご家族と共にアフガニスタンに帰ったんです。そうしたら、政権が変わってしまいました。タリバン政権下では、弁護士や海外へ留学した人たちは、前政権の息のかかった知識人とみなされて、危険人物のレッテルが貼

られてしまふんですね。ひどい抑圧を受けながら生活せざるをえないだけに、隣国に逃げるんですけど、二月月したら、アフガニスタンへ戻されてしまふんですね。またそこで、タリバン政権に脅されたり拷問を受けたりしながら、生きていくことになりませう。

私が支援しているアフガニスタン人は、たまたま昨年十二月の半ばまで残っていた留学ビザを使ってなんとか来日できました。彼は、熊大留学中、ほぼ英語だけで事足りていたので、あまり日本語がうまくないんです。今年三月までは、熊大で働いていましたが、四月からはベッドメイキングの仕事に従事しています。日本語が喋れないと、なかなか仕事が見つからないんですね。でも彼は、他の言葉は喋れます。(アフガニスタンの公用語の一つ)ダリー語も、(同じく)パシュトゥーン語も、英語も、アラビア語もです。でも、日本語が喋れないから能力がないと思われる。

私は様々な人達にこの問題を提起していますが、日本は、アフガニスタン人とウクライナ人を同時期に受け入れ始めたんです。ウクライナ人も日本語を喋れませんよね。でも、いろんなところでいろんな企業が受け入れていますし、日本政府も、住まいや旅費や生活に必要な一時金も無償で提供しているんですね。

熊本市も実は二〇軒、予算を使って既にウクライナ人用に住居を確保しています。「ウクライナ人、何人来たんですか？」

と市の窓口に尋ねたら、「まだゼロです」と応えた。「それなら、その家にアフガニスタン人を入れてください。」と要請したら、「アフガニスタン人は、ウクライナ人じゃないですよね」って言ったんですね。

アフガニスタン人は、ウクライナ人になれません。そういうところが差別なんですよ。自分が努力できることを言われるんだったら努力するけれども、人種を変えなさいとか、宗教を変えなさいというのは無理なんですね。そういうことを平気で言ってくる。そこらへんが、私が頭にきているところです。

C…ありがとうございます。

中内…はい、ありがとうございます。日本という国・社会と外国人との関係についての、かなり本質的な部分を突いたやりとりでしたね。

うか。せっかくの機会ですから、さらなる質問・疑問、いかがでしょうか。

質問者D…今日は貴重なお話をありがとうございます。法学部三年生のDです。小野寺先生と斉藤先生のご報告の中で、被害を受けた技能実習生からSOSが届いたというお話がありました。助けを求める技能実習生が、支援する側とコンタクトできる場合とできない場合、どちらもあると思いますが、その差は

何か、を伺いたいです。

小野寺…今ベトナムの方が多くので、フェイスブックが相談ルートのひとつになっています。斉藤先生は語学が堪能なので、直接ベトナム人から連絡が来ると思いますが、弁護士に直接連絡が来ることはまずありません。技能実習生を支援している労働組合や支援団体の方にまず連絡が入るんですね。そこから、その地域にいる弁護士に事件が回ってくるのが、一番多い相談ルートだと思います。

国や企業的环境下によっては、相談すらできない方も多くいると思います。例えば、最近では、モンゴルやミャンマー、バングラデシュ等からの入国者が増えていますが、まだ人数が少ないので横の繋がりがなく、どこに相談していいかわからない方が多い。そういう皆さんと繋がるのは、強制帰国させられそうになって逃げてきた等、偶然に左右されます。

技能実習生が相談できる体制は不十分ですから、今も大変な思いをしている実習生が多くいるのは間違いないだろうと思います。

斉藤…ベトナム人の場合は、フェイスブックの利用率が非常に高いです。最近の若い人はティックトックかな。だから、連絡が取りやすいですね。逆に、いろんな支援団体が、ネット上にホームページを設けても、ベトナム人はほぼ誰も見ません。み

んなフェイスブックから一歩も出られない人たちです。フェイスブックの中で知り合った人たちからの情報を鵜呑みにして、騙されたり、騙したりしているというのが多いです。

僕もフェイスブックを通じて、一回誰かを助けると、その人が「あいつ（僕、斉藤を指す）助けてくれるぜ」ということで、ネット上で困っている方やメッセージを見かけたら、すぐ「ここに連絡してみな」と（僕、斉藤を）紹介するんですね。悪いヤツは、間に入って、そこでマージンを取ることもあるようです。そういうわけで、ベトナム人に聞けば、フェイスブックの利用が非常に多いです。

悲しいかな、フェイスブックから一歩も出られないような人たち、フェイスブックの中の情報もちゃんと吟味できない人たち、それだけ情報リテラシーが低い人達が大勢いて、さらには、フェイスブックの情報すら収集できない・分析できない人が多いため、日本へ来てしまう、という構造もあるように感じています。

D…ありがとうございます。

中内…はい、ありがとうございます。

とても皮肉な話である一方で、技能実習生を取り巻く状況が、かなり深刻でもあることを示していると思います。おそらく、このシンポジウムの間にも、斉藤先生のスマートフォンには、

何通も連絡が入っていると思います。

終了予定時刻の午後五時を少し過ぎました。そろそろまともに入らなければなりません。もし、「あのとき聞いたかったけど、聞けなかった」「帰宅後に」「質問したいことが思い浮かんだ」という方もいるはずで。そういうときは、司会を務める中内のメールアドレス宛に届けて下さい。中内がパネリストの皆さんへ質問を中継し、頂いた回答を質問した方へお届けします。パネリストの皆さんの中には、連絡先をオープンにしている方もいらっしやいます。その方には、直接お問い合わせ下さい。

おわりに

中内：終了予定時刻の午後五時を迎えました。盛んな質疑応答、ありがとうございました。

では、このたびのシンポジウムを閉じるにあたり、司会である中内から、まよめのコメントを述べます。

あらためて、本シンポジウムのテーマを確認しましょう。「日本における外国人の労働」技能実習制度に見る『分断』〜でした。副題に書かれた分断という単語に括弧が付けられ、強調されています。

四名の皆さんからのご報告で、技能実習制度の各所で「分断」が生じていることが明らかになったのです。

まず、小野寺先生のご報告で、衝撃的な映像が紹介されまし

た（会場で投影）。言葉の壁のために、「受人企業」の日本人労働者がベトナム人技能実習生を殴っている図でした。本来、両者は、協働して仕事を進める仲間のはずです。ところが、言葉（日本語）が障害になって、その土地にとって重要な（雪かき）という作業が伝わらず（かりに〈雪かき〉という言葉が伝わっても、雪と縁がないベトナム人には、その作業の意味ややり方がわからないだろうと推測できます）、だから、技能実習生は、寄宿舎にいたただけなのに、「お前、部屋で何してんだ」と殴られる。国籍は違うけれども、協働するはずの労働者同士が、分かれていたわけです。

もしかしたら、日本人から技能実習生へ少し働きかけるだけで、「ああそうか、わからなかったのか」という一言で終わることが、いきなり暴力として現れている。おそらく、日本人は、技能実習生が〈雪かき〉をしないこと、その怒りにまかせて殴っていて、技能実習生が〈雪かき〉をしない理由、あるいは、そもそも技能実習生に〈雪かき〉がきちんと伝わっていないのではという危惧など全く顧みていないと思います。かたや技能実習生は、〈雪かき〉の意味や重要性がわからないから、殴られている理由が皆目想像がつかないでしょう。

斉藤先生のご報告では、社長に関係を迫られている技能実習生を救おうと考えて、仲間が動画を撮影して告発しようとしたら、「お前がそんな事（告発）をやったら、働いているこの職場を失うじゃないか」と、当の技能実習生と周囲が揃って、そ

の告発を止めさせた、という事例が紹介されました。同じ環境で辛い思いも楽しいことも一緒に共有しているはずの、ベトナム人技能実習生同士でさえ、分かれたりしてしまっている。

いったん報告を離れて、斉藤先生と中内の専攻分野である労働法の授業で触れる話題を持ち出しますが、労働者と使用者とは、究極的には利害が対立します。労働者は、できる限り短い時間で、できる限り高い賃金を得ようというマインドです。逆に、使用者は、できる限り（労働者に支払う賃金（人件費）を含む）コストを低く抑えて、できる限り大きな利潤を上げたい、というマインドです。他方で、使用者は、労働者に生産活動へ従事してもらわないと、生産物を売って利潤を上げられず、労働者は、使用者に雇用され労働しないと賃金を得られない、そういう関係にある。そうすると、究極的には利害が対立する両者ではあれ、一定、協力し合わないとお互いが求めるものを得られない。このことは、日本人労働者だけでは必要とする労働力が足りない「受入企業」と技能実習生との関係でも、全く変わりません。

ところが、リンさんやISSAさんのケースで端的に現れたように、技能実習生や彼（女）らが育もうとする新しい生命を（尊厳ある人間）ではなく（労働力）や（労働にマイナスに作用する）モノ）としか見ない「受入企業」と技能実習生との間には、通常時でも、最低限なければならぬ一定の協力関係さえ成立せず、厳然たる分断が横たわっているのです。

全てのご報告で、「監理団体」の問題性が指摘されていました。「監理団体」は、法律上、「受入企業」に対して、技能実習生をきちんとした環境で働かせなさい、と指導しなければならぬ立場であり、また、技能実習生との関係では、苦情を受け付けて、それを解決していく役割を担っています。それなのに、技能実習生を「受入企業」から追い出すためにライフラインを止めたり（斉藤先生のご報告・三件目の事例）、妊娠している技能実習生に事実上「子どもを堕ろせ」と迫ったりする（海北さんのご報告・ISSAさんのケース）。つまり、「監理団体」と技能実習生との間も、分かれたりしているのです。

最後は、国と国とを跨ぐ話ですが、斉藤先生によれば、フィリピンは、技能実習生が駆け込むと、救済に乗り出してくることでした。しかしながら、技能実習生最大の送出国ベトナムは、労働力輸出政策ゆえに、「送出国」が技能実習生のプロフィールを嘘で飾り、わざわざ借金を作らせて日本へ送り、「そこでしっかり技術を身につけ、ベトナムよりは高い賃金をもらって、帰国したら、その技術を役立てて」という姿勢ではなく、むしろ技能実習生を（商品）化している。日本で困難に立ち向かう技能実習生に対しては、支えるどころか、排除しようとする（質問への海北さんの回答・リンさんのケース）。そういう意味では、ベトナム国内で、送り出す国・機関と、送り出される技能実習生本人と間に、やはり分断が起こっている。パネリストの皆さんは、以上の様々な「分断」をわかってらっ

しゃるので、現在の技能実習制度は、少なくともこのままではダメ、あらためて作り直すべきで、「今の制度をちよつといじれば、何とかなる」ような弥縫策は、とても通用しない、とお考えのようです。このテーマをさらに深め、では、どういう制度がよいか、という議論もできればよかったです。それは今後の課題とさせて下さい。

このシンポジウムに参加した皆さんは、そもそも聞いたことがないか、言葉としては聞いたことがあるに留まっていた技能実習制度の根幹部分を学び、しかも、ここ熊本県が、日本の中でも大きな受け入れ先だということも知りました。この制度の中で、本当は技術を身につけようと積極的に働きたい気持ちで来日したのに、厳しい環境で不本意に働かされている、授業ではなかなか触れられない技能実習生の実態や苦悩も、しっかりと受け止めて頂きたいです。

また、これをきっかけに、皆さんが、技能実習制度や技能実習生のために、今後何ができるかを考え、具体的に実践する機会が増えると、私たちは、このシンポジウムを催した甲斐があると思えます。

午後五時終了とお知らせしていましたが、質疑応答がとても盛り上がり、現在、午後五時二〇分です。会場で、そしてリモートで参加して下さった皆さん、どうもありがとうございました。では、これで、シンポジウム「日本における外国人の労働」技能実習制度から見る『分断』」を終わります。大変お疲れ様

でした。

最後に、四人のパネリストの皆さんへ盛大な拍手をお願いします。

付記

本稿は、二〇二二年六月四日土曜日十四時から十七時二〇分頃にかけて、熊本大学法学部棟本館二階A一教室で開催された「日本における外国人の労働」技能実習制度に見る『分断』」をテーマとするシンポジウムの内容をまとめたものである。

熊本大学法学部と同大学院人文社会科学研究所（法学系）とが共催するシンポジウムは、二〇二〇年に始まり三年連続であるが、今回初めて、新型コロナウイルス感染症対策を入念に講じながら、いわゆる対面方式で開催し、パネリスト（四名）と参加希望者が一堂に会するとともに、会場までお越しにならない方々も参加できるよう、リモートによるアクセスも整え、会場とリモート、双方を合わせ総勢五〇名ほどが参集した。

わが国有数の技能実習生受け入れ先である熊本県で、実習生に深刻な問題が生じているとの情報に接し、本シンポジウムの準備に着手したところ、本学部が有する人的ネットワークを駆使する中で、本学部出身で熊本県弁護士会に所属し、マスコミでも報道され、最高裁に現在係属中のリンさん事件主任弁護人を務める石黒大貴弁護士、石黒弁護士も一員である日弁連人権

擁護委員会外国人労働者問題特別プロジェクトチーム（PT）や外国人技能実習生弁護士連絡会の中核を担い、かつて熊本県弁護士会に所属されていた小野寺信勝弁護士、技能実習生をはじめ熊本での外国人支援の最前線に立つ海北由希子さん、さらには、おそらく唯一人のベトナム労働法研究者であると同時に、ベトナム人技能実習生の救済・支援活動を実践する神戸大学の斉藤善久先生、以上の方々をパネリストとしてお迎えする幸運に恵まれた。

本年二月と四月、二回の事前打ち合わせを通じ、時間をかけて議論を進めることで、当初それぞれに交わることなく独立しているように見えていた、パネリストの皆さんが取り上げる各事案・問題点が、「分断」というキーワードで貫かれる（あるいは、「分断」というキーワードが、その各事案・問題点に通底している）と示せたことは、本シンポジウムの一つの成果であろう。それは同時に、本シンポジウムが、二〇二〇年シンポジウム「被害者の分断の克服に向けて」、二〇二一年シンポジウム「冤罪被害者と犯罪被害者を結ぶ」に連なるものとして、位置づけられたことも意味し、共催した熊本大学法学部と同大学院人文社会科学部（法学系）にとっても、より有意義であったといえる。

他方、本シンポジウムでは、技能実習制度のあるべき姿・将来像までは、踏み込めなかった。自らが専攻する労働法学とも密接に関わる問題だけに、上記部局で研究活動に従事する者と

して、これを契機に、見直しの議論が始めると報道された技能実習制度や（技能実習生を含む）外国人の労働問題について、自分なりの展望・構想を描けるよう、これから取り組んでいかなければと強く意識させられた次第である。

なお、三年連続してシンポジウムの焦点が当てられた、社会・制度の各所に見られる「分断」は、とても重く、古典的でありながら現在も常に突き付けられるテーマであるだけに、共催二組織は、これまでのシンポジウムの成果を引き継ぎつつ、今後とも広く人・組織・地域等と連携しながら、新たな知見を提示していく必要があるだろう。そうして得られた情報を法学部・大学院社会文化科学教育部（法学系）の教育に活かすというサイクルを構築し、その内容を積極的に外部へ発信することが、法学部生・大学院生はもちろん、高校（生徒・保護者・先生方等を含む）をはじめ大学を取り巻く社会への貢献に繋がると確信する。

本稿を産み出す基礎である本シンポジウムの反訳文は、熊本大学大学院社会文化科学教育部博士前期課程（法政・紛争解決学専攻）一年生の善平良人くん、熊本大学法学部三年生の溝辺徳馬くん、両君の多大な尽力により作成された。記して謝意を表したい。

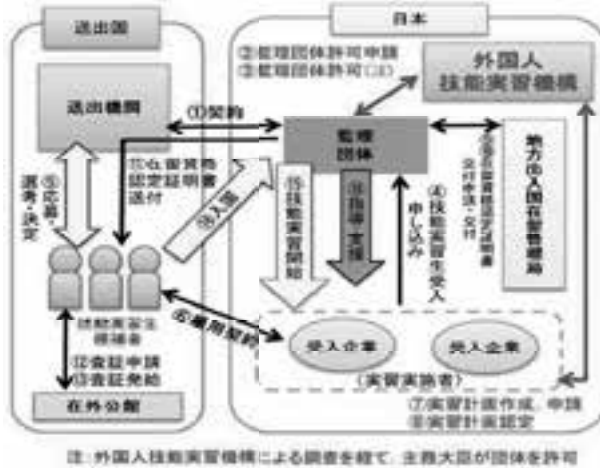
最後に、四人のパネリストの皆さんに、あらためて心から感謝申し上げます。

中内 哲

図①

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

【団体監理型】非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



図②

最後に

人生短短几个秋
美好生活必所求
告别故乡与亲友
为了梦想来日修
梦想现实天地别
无奈他乡难回头
每天工作累如牛
一年四季无假休
受人欺负无理由
回忆往事已成旧
三年光阴似水流
如果光阴能重来
再也不愿来日修

人生は短い、何度目の秋
幸せな生活を求め
故郷、家族や親戚、友人と離れて
夢と希望のために日本に来た
夢と現実とは天と地のように違った
異国の地で、帰国することもできない
毎日、牛のように働かされた
一年春夏秋冬、休みもなく
謂れない侮辱も受けた
過ぎた日々は、もう古い思い出
三年間は水の流れるように過ぎ去った
もし、もう一度機会があっても
再び日本に来たくはない

図③

技能実習生が置かれている状況 なぜ救済にアクセスしない（できない）のか

要因：

- 言語の問題
- 知識の問題
- アクセスの問題（電話・休み・交通手段）
- イジメや解雇の恐怖（借金、副職・転職制限）
- 家族の心配
- 同僚の協力
- 母国政府の対応
- 日本の関係機関の対応
- 日本社会の無理解・偏見

事例：

- ① 縫製業（婦人服） 無休、時給350円程度の残業を人質に社長から性的関係を迫られる。
- ② 建築業（足場） 労災隠し、同僚技能実習生に対し会社が口止め。
- ③ 建設業（溶接） 宿舍の電気・ガス供給停止、技能実習機構がシェルター手配拒否。